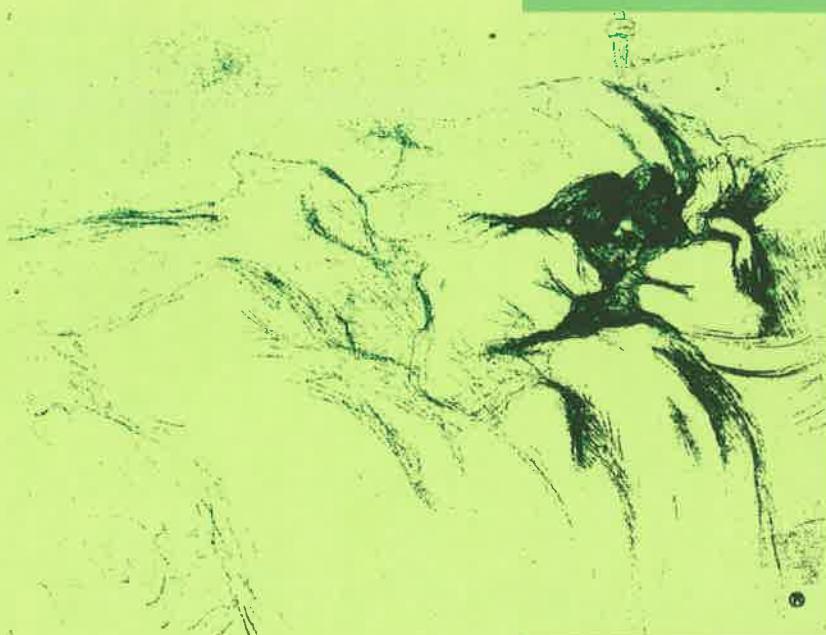


書評編集委員会

特集「在日朝鮮・韓国人問題」を問う

1990.9.30
第93号

書評



『書評』93号・目次

特集●「在日朝鮮・韓国人問題」を問う

『書評』編集委員会より

4

在日外国人と年金制度

とりわけ外国人障害者と国民年金制度について

山本
冬彦

6

日本の外国人管理行政と韓国・朝鮮人

金 東 熱

15

おいてけぼり——宮本輝試論

V

芝田 啓治

24

連 載

在日韓国・朝鮮人の教育問題ノート IX
束の間の妥結

梁 永 厚

38

研究余滴 象徴主義²

第1章 象徴主義とは？（その一）

山村 嘉己

50

日本中國ことばの來往^{ゆきさき} その38

芝田 稔

60

短評

熱帶雨林そして日本

66

母さんが死んだ——しあわせ幻想の時代に——

68

羅針盤

お詫びと訂正

71 2

編集後記

題字・網干善教（文学部教員）



このかん、在日朝鮮・韓国人問題について触れる機会が多いので、この問題について取りあげたい。
日本人として、いわゆる「日韓連帯運動」を開う時、我々は間違ってはならないことがある。

例えば、外国人登録法の闘いについて述べてみる。去る八月十四日、大阪中央郵便局から、五人の在日朝鮮・韓国、中国人達が、総理大臣海部俊樹に向けて、外国人登録証明証の返送を行つた。御存知の通り、外登証は、その二十四時間携帯義務を強いられ、もし持つてなければ、弾圧を受けるのである。その外登証を、海部を始めとする日本政府に危険を承知で送り返し、「眞の」解放八月十五日を求めたのである。

我々日本人が彼らに「連帯する」とはどういうことなのだろう。たしかに、即時的に見れば、闘いの現場に集まり、彼らの行動が貫徹されるよう、「國家権力＝警察」から防衛することも、その一つだろう。しかし、本質的な「連帯」とは、やはり、日本人自ら、その侵略の歴史を見つめ直し、現在の支配体制を解体することではないだろうか。そして、それは全ゆる民衆の解放に連がるものではないだろうか。

彼ら在日朝鮮・韓国、中国人は、決して「一般外国人」ではない。彼らは日本帝国主義の、その侵略戦争の犠牲

となつて、強制的に連行され、時には出国さえも禁止されたのである。そういう歴史の中で、現在の在日朝鮮・韓国、中国人らは、社会的経済的基盤が、既に日本にしかない。そういう情況で祖国に帰ればよい、という話には全くならない。又、世界の支配者達の戦争の結果、朝鮮半島は分断され、日本政府は、あろうことか、片側の朝鮮民主主義人民共和国を『国家として認めない』と言ふのである。そして、在日朝鮮・韓国人の中に分断を持ち込み、民族解放の闘いを抹殺せんとしているのである。

そういう状況の中で、我々日本人は何をなすべきか、と言えば、自国帝国主義との闘いしか有りえないだろう。例えば、指紋押捺制度の代替案として「家族登録制度（特別戸籍）」が挙げられている。又、「在日外国人にも戸籍を！」という声もある。しかし、日本人と「同じ」条件が果たしてよいのだろうか。否である。戸籍は、日本人を「皇国民」として縛りつけたものなのである。戸籍があるが故に、部落差別が存在し、家父長制度が温存される為に、女性差別が存在するのである。そこで在日朝鮮・韓国、中国人に戸籍を「与える」ことは、日本人への「同化」を意味しているのではないだろうか。又、在日も三世代目になり、親族的な管理が可能になる

ところでの、新たな外国人管理なのではないだろうか。我々は、表層的な「改正」に惑わされることなく、あらゆる支配層からの攻撃に対し闘いを構築していくかなければならぬ。

同時に、「対権力」闘争としてだけそれは存在するのではない。日本帝国主義の侵略に対して、我々は反対しきることができなかつた。そしてあの関東大震災においては、デマと噂におおられて、朝鮮人大虐殺を行つてしまつた。

我々の闘いは、日本の支配層との闘いだけではなく、そういう日本社会を支えてきた、我々の内の差別性との闘いであり、自己変革の闘いでもあるのだ。

在日朝鮮・韓国、中国人をめぐる様々な闘いは、「彼ら」だけの闘いではない。

「我々の」闘いでもあるのだ。



「在日朝鮮・韓国人問題」を問う

今年の5月、盧泰愚来日により、「これまで問題となつていた「一九九一」年問題について、新聞等マスコミを通じて、さりにクローズアップされた。

「一九九一」年問題とは、直接には、いまだ処遇の決まっていない協定永住者とその子孫の法的地位、ならびに法的地位に関する日韓両国政府間の協議のことである。この問題の発端は日韓法的地位協定にある。日韓法的地位協定は、植民地支配の精算として締結されたが、日、米、韓の戦略的な「利益」のもとに規定されていたため、その内容には、根本的に様々な問題をもふくまれている。

このため、田前とさせまる一九九一年に集中される問題であるはずがない。もちろん、過去の歴史をふまえたうえで、その根本的な問題性を考えてからでなければ、解決の糸口も見えないであろう。従って、「税金を払っているのだから参政権を!」などと、現象面の一部を仮に、かちとれたとしても、それが、根本的な解決である

とは言えないだろう。

ここで、ある例を用いて考えてみたい。かつて、学校教育が行われるようになった頃、それを受けられない低所得者層の人々は、学校教育を誰もが受けられるように要求した。学校において教育を受けければ受けるほど（高学歴者ほど）「良い（差別されない）職業」に就く可能性があつたからである。国家は、この時点で、学校教育の益というイメージと現実を人々に植えつけているよつである。この教育への要求運動の結果、より多くの人に教育を受ける機会が与えられたのであるが、この結果が、全面的に良い評価をくだせるものではないことを指摘しておきたい。というのは、学校という場が、国家・資本の要求する人材の育成の場という位置付けでつくられたからである。これでは学校教育が個人の知識を豊富にするためのものだけではあることがわかるだろう。従つて、勝ち得た学校教育の本質を捉え返さねばならないのである。國家・資本から見れば、大衆に広く学校教育を与えたことから、「国民」を民主的に統合し、国家・資本の戦略に組み込んだのである。だから、仮に「誰かが高学歴によって、これまで差別されてきた職業から解放されたとしても、その職業としての解放には決して結びつかない」と言えるであろう。

在日外国人に対しても、「日本人と同等の権利を！」と簡単に叫んでしまうのは、あまりにも安易すぎはしないだろうか。今、一つの現象だけを追つて、日本人と同じ権利をかちえたとしても、それは、前に述べた誤ちをまたおかすことになる危険性をもつていらないとは決して言えない。この場合の危険性とは、本来「民族としての解放」であるはずのものが「民族からの解放」となってしまうことである。「日本人と同等の権利を！」と叫ぶことが、民族の同化・抑圧・追放政策への加担となぬよう、その前に一度、国家・資本が「美化」した日本の戦略——例えば「国際化」等が何を意味しているのか考えてみる必要があるだろう。

いま私達は、自分たちの国が、何を目標としているか、その目標が、国の利益のために、自分達の、あるいは、隣人の生活を踏みつけにしなければならないものでないかを判断し、正しい方向へと変えていかねばならない。まずは、現状への問い合わせから始めよう。

特集●「在日朝鮮・韓国人問題」を問う

在日外国人と年金制度

——とりわけ外国人障害者と国民年金制度について

山本冬彦

はじめに

いわゆる一九九一年問題を契機に、植民地出身者の戦後補償と人権保障をもとめる運動が高まりを見せてきているが、在日外国人（在日朝鮮人（韓国籍・朝鮮籍、以下同じ）、在日中国人、台湾人など）の高齢者や障害者の処遇をめぐる諸問題は、この戦後補償と人権保障の問題を集約的に表している事柄のひとつであろう。

け、国民年金の制度からは）、ほとんど老齢年金（現在では老齢基礎年金）が支払われていないか、支払われていても小額である。

また、在日外国人の障害者や、現在は日本国民になつていても、かつては外国人であった人たち（日本へ帰化した人たち）で障害者である人たちや、中国残留孤児で日本に帰国して生活を営んでいる人たちへの年金制度からの救済などもほとんど行われていないのが現状である。本稿では、こうした年金制度と外国人との関係を、具体的な例も紹介しながら、論じていくことにする。

日本の植民地支配の中でき生きてきて、現在老人になつているが、彼らには、日本の公的年金制度からは（とりわ

一、一九八二年以降の国民年金制度と外国人

これまでから、日本の公的年金制度は、大きく分けて、勤め人が加入する被用者年金と、被用者年金に加入できない、自営業者や、零細企業の従業員が加入する国民年金に分かれていた。一九八六年以降は、これらの制度が統合化の方向で法改正が進められているが、完全な一体化には、まだ至っていない。

被用者年金の各制度には、従来から国籍条項は存在しなかった。しかし外国人にとって、まったく問題がないわけではないのだが、ここではふれないことにする。

これに対し、国民年金法には、制度が発足した一九五九年当時から国籍条項が存在し、一九八二年一月一日にそれが撤廃されるまで、外国人の加入や、年金受給を拒んできた。

ただしアメリカ人に対しては、八二年以前からも、日本通商航海条約の規定によって、希望者には加入を認めてきた。またそれ以外の外国人でも、実際に国民年金に加入していた人もいた。こうした人たちのほとんどが在日朝鮮人や中国人、台湾人で、本来は年金制度に加入できない人たちであるにもかかわらず、行政側の「ミス」で加入していた、いわゆる「誤適用」によるものであつ

た。この問題は裁判でも争われたが（東京都荒川区に住む金鉢釣さんの場合）、これらの人たちについては、加入の責任のいつさいが行政側にあるわけで、目下のところ、規定の保険料を老齢年金受給に必要な期間分、完全に納付した人に限って、年金が支給されている。

さて、一九八二年一月一日から、国民年金法の国籍条項が撤廃されることになった。しかしこの撤廃は、難民条約に日本が加入するために行われたものであつて（難民条約は一九五一年に国連でつくられた難民を国際的に保護するための条約だが、日本はそれまで全く批准しなかつた）。この条約には外国人である難民に社会保障制度を適用しなければならない規定があり、日本がこの条約に加入するためには、社会保障制度の国籍条項をなくさなければならなかつた、決して在日朝鮮人などの人権保障の観点から実施されたものではなかつたのである。

その結果、次のように大量の外国人無年金者を生み出してしまつこととなつた。

- 一九八二年一月一日の時点で六〇歳以上のは、国民年金制度そのものにも加入できず、老齢年金なども全く支給されない。

- 同時点で三五歳以上、六〇歳未満の人は、六〇歳になるまでは、国民年金には加入できるが、いくら加入

して、保険料を完全に納付しても、老齢年金は支給されず、保険料は掛け捨てになつた（これは、国民年金の老齢年金支給の条件が、二〇歳から六〇歳になるまでの四〇年間に、最低二五年間制度に加入し、保険料を納付し続けなければならぬためである）。

● 同時点で二〇歳以上すでに障害の状態にある人は、すでにある障害については、障害年金は支給されないことになった。

● その他、同時点で母子状態、準母子状態にある人についても、母子年金、準母子年金は支給されなかつた。このようなことが起つたのも、先に述べたように、八二年の国民年金法の国籍条項の撤廃が、あくまでも難民条約加入のためであつて、在日朝鮮人のような、植民地出身者の生活権の保障という立場で行われたものではなかつたからである。

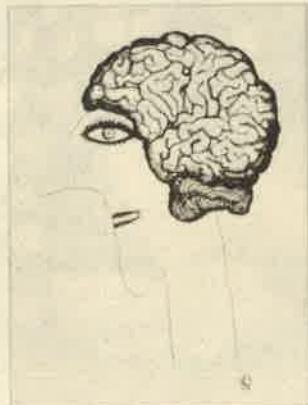
ちなみに、一九六〇年代の初めに、日本人に対しても現在の国民年金制度が実施されたときや、沖縄が日本に復帰したときにも、同様の問題が生れたはずである。しかし、これらの場合には、できる限り無年金者が生まれないよう、さまざまな経過措置が講じられたのである（詳しい説明は省略する）。



その後、一九八六年四月になつて、国民年金が厚生年金や船員保険などの被用者年金各制度と統合されるのに際して、国民年金法の改正が行われたが、そのときに、外国人の高齢者への年金支給の条件がほんの少し緩和されることになった。それは次のようなものである。

● 一九八六年四月一日の時点で六〇歳未満の人については、国民年金法に国籍条項が存在したために加入できなかつた期間についても、老齢年金（この時点から老齢基礎年金とよばれることになつたのだが）の支給に必要な二五年の期間に合算する。

『書評』編集 STAFF募集!!



「書評」は私たちによる文化形成のための印刷メディアです。あなたも「書評」を創つてみませんか。

「雑誌」に興味のある方、思想・文化活動をやってみたい方は、「書評」編集をはじめ、講演会や映画上映のSTAFFになつてみましょう。

私たちには、いつでもあなたをお待ちしています。

★連絡先
〒565 吹田市千里山東3-10-1

関西大学生生活協同組合本部3F組織部内
『書評』編集委員会

☎ 387-1999 (直通)
388-1121 (内線 4821)

六〇歳から六五歳までの五年間、国民年金に任意で加入することができる。しかし、この措置には、次のような問題が含まれていた。

- 一九八六年四月一日の時点で六〇歳以上の人には、この措置は適用されない。

- 国籍条項の存在のために国民年金に加入できなかつた期間は、老齢年金支給のために必要な二五年間には算入されるが、実際に支給される年金額の算出のための期間にはならない、いわゆる「カラ期間」とされたため、現実には、老齢年金はもらえるけど、その額は

きわめて少ないものになつてしまふ人がでてくる。六〇歳近くで加入して保険料を納付することのできる期間が少ない人ほど、支給される年金額も少なくなる。

- 一九八二年の国籍条項撤廃の際に取り残された、在日外国人の障害者などには、何の年金支給も行われなかつた。

このように見てくると、在日外国人の高齢者や障害者など、本当にいますぐ年金の支給が必要な人たちが、二回の改正の際に、次々と切り捨てられているのである。そしてこのような状況について、目下のところ政府・厚生省側は、改善する気配もみせていないのである。

九州を中心に活動を続いている、在日朝鮮人の障害者のグループである「在日韓国・朝鮮人の年金差別に抗議する会」、それに今年の四月神戸市で結成された「障害年金の国籍条項を撤廃させる会」などがある。次の節では、外国人障害者と国民年金の障害年金制度との関係について述べてみることにする。

二、在日外国人と障害年金

塩見日出さんの場合

塩見日出さんは、一九三一年、在日朝鮮人一世として、大阪市内で生まれた。二歳のときにかかったハシカのために、三歳の頃に両眼の視力を失ってしまった。戦後になって、一九五二年、日本国籍を喪失（サンフランシスコ講和条約発効にともなう、法務省（当時は法務府）の処置による）、その後、同じ視力障害者で、日本人の塩見さんと結婚、二人の子供を育てる。

一九七〇年に日本国籍を帰化によって取得、その後、大阪府知事に對して、当時の国民年金の障害福祉年金支給のための裁定請求を行つた。ところが一九七二年八月二日、大阪府知事側は、塩見さんが、障害認定日と定められている一九五九年十一月一日に日本国籍がなかつたから、という理由で、彼女の裁定請求を却下した。



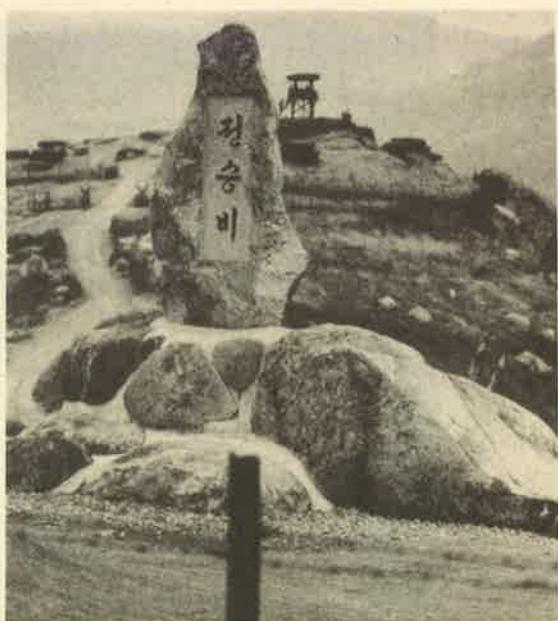
塩見さんはこの処分を不服として、結局裁判に訴えた。しかし、大阪地裁（一九八〇年判決）、大阪高裁（一九八四年判決）、そして最高裁（一九八九年判決）とも塩見さんの訴えを認めなかつた。

この訴訟が継続中に、国民年金の国籍条項が撤廃された（一九八二年）。塩見さんは、国籍条項がなくなつた国民年金法のもとで、再度、障害福祉年金支給の裁定請求を行つた。この請求も、前回のものとまったく同じ理由で却下されたが、現在はこの二度目の処分を不服とする裁判が、大阪地裁で進行中である。

ところで、塩見さんが支給を求めたのは、国民年金の制度の中についた、いわゆる経過的障害福祉年金とよばれるものである。この福祉年金は、国民年金制度ができるたときに、すでに二〇歳以上で障害の状態になつていて、制度加入後になつた障害についてだけ年金が支払われるとする制度の建て前からすれば、無年金者として放置される人たちを救済する目的で、設けられたものであつた。それは、一九五九年十一月一日の時点で、二十歳以上になつていて、一定の障害の状態にある人に対して、予めの保険料の納付を必要としない無拠出の福祉年金が、即刻支給されるというものであつた。

在日外国人と年金制度

が存在し、先に述べたように、障害認定と定められた一九五九年十一月一日（これはこの制度の発足の日であり、塩見さんが障害になつた日ではない。事務処理の簡素化のために一律に定められたものである）の時点で、日本国籍がなければ、その後いくら日本国籍を取得しても、障害福祉年金は支給されないことになっているのである。さらに一九八二年の国民年金法の国籍条項の撤廃に際



しても、国籍条項を理由とした福祉年金の不支給については、従前とのおりとする、という規定が改正法の付則に添えられており、結局のところ、八二年以後、現在に至るまで、塩見さんや塩見さんと同じような立場にある、外国人障害者や、帰化した障害者に対する支給年金が支給されていないのである。

竹中漢邦さんについて

竹中漢邦（旧姓・郭漢邦）さんは、在日台湾人として、一九五一年に日本で生まれた。生まれて一年ほどたつたときに、脳性マヒにかかり、現在まで生きてこられた。

一四歳の時から無国籍という状況に追いやられ、やむなく二四歳のときに帰化申請を行ったが、障害者であるということで、なかなか許可がおりず、やっと、七年後、三一歳の時点で、日本国籍を取得することができたのである。

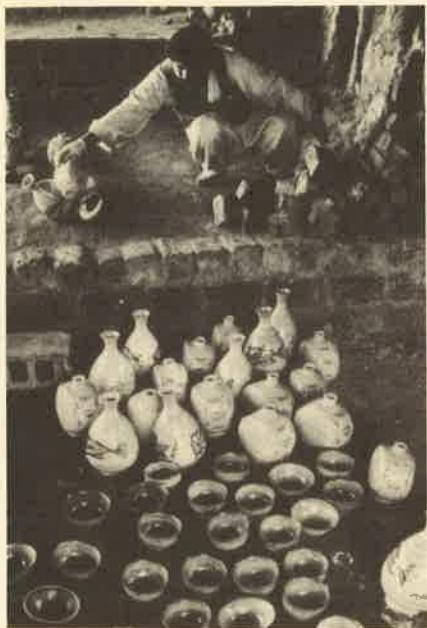
先にも述べたように、国民年金法の国籍条項は、一九八二年一月一日から撤廃された。しかし、当時すでに二〇歳以上で、障害の状態にあつた竹中さんには、いくら日本国籍を取得していても、障害年金は支給されなかつた。

もし竹中さんが日本人であれば、二〇歳になつた時点



で、無拠出の障害福祉年金（現在は障害基礎年金に統合されている）が支給されているはずである（ただし、日本人であつても障害者自身が受給申請しなければ支給されず、それを怠れば事実上無年金者になつてしまふ）。しかし当時は、国民年金法に国籍条項が存在していたため、外国人に対しては、いくら日本に生活の根拠を置いていようが、支給はされなかつた。

その後、帰化により日本国籍を取得して、仮に国民年金に加入したとしても、すでにある障害に対しては、障害年金は支給されないという制度の仕組みから、無年金



者となる。また、先に述べたように国民年金法の国籍条項が撤廃されても、右の理由に加えて、国籍条項による福祉年金の不支給は従前の例によるとされたため、年金支給が拒まれることになる。

三、在日外国人障害者に対する制度的な差別が意味するもの

結局のところ、一九八二年の国民年金法の国籍条項の撤廃によって、障害年金を支給されることになる外国人は、次の人たちに限られてしまつたのである。

- 一九八二年一月一日の時点で二〇歳未満であれば、も加入後に国民年金法等が定める一定の障害の状態になつた場合。
 - 障害の状態になつたのが二〇歳以前か、以後かにかかわらず、基本的には、障害年金が支給されるようになつてゐる（ただし、二〇歳になつて、国民年金に加入できるようになつても、加入せず、その間に障害の状態になつた場合は、あとになつて制度に加入しても、障害年金を受給することはできない、したがつて、日本人の障害者のなかにも、無年金者が存在することになる）。
 - しかし、それ以外の場合（一九八二年一月一日の時点で、二〇歳以上で、すでに障害の状態にあつた人たち）には、現在のところかつての国民年金法の国籍条項が、法の上からはなくなつたにもかかわらず、いまだに、厳然と生きていて、外国人障害者の生活を脅かしているのである。

こうしたことになつたのは、基本的には、国籍条項の撤廃に際して、無年金者が生まれないような、救済的な経過措置がまったくとられなかつたからである（すでに述べたとおり）。そしてわたしたちがよく考えてみない

といけないのは、このよくな不作為(ようするに、サボリ)が、一体なにを意味しているのかということである。

改めていうまでもないことだが、在日朝鮮人や台湾人は、日本の植民地支配を受けた人たちであり、彼らの在留はこの植民地支配の産物である。したがつて、彼らの日本での法的地位や、処遇のあり方には、特別の配慮が必要であるし、制度的な制約や、権利の制限は、基本的には、あつてはならないことである。まして、年金といふような、日本での生活にきわめて密着した、基本的な生活権とでもいべき制度的権利に、大きな制約を設けるのは許せないことである。

ましてそうした制約を受けるのが、高齢者であり、障害者なのである。これは、日本の国際化がどうのこうのという以前の問題ではないのか。われわれ日本人自身の生活のあり方について、最近、さまざまな論議が行われるようになつてゐる。そして、そのなかで耳を傾けなければならぬのは、われわれの生活が必ずしも豊かではない、という提起なのである。一九八六年の年金制度の統合に際して、老齢年金の支給額がかなり引き下げられることになつたのはまだ記憶に新しいところである。

こうした状況の中で、外国人ばかりか、日本人の多くの人たちが、老後に大変な不安をもつてゐるわけである。

また日本人の障害者にとつても、現在の障害基礎年金の支給額は決して十分なものではないと聞いている。すると、翻つて考えてみて、外国人に対する老齢年金や、障害年金の不支給の問題は、実は、日本人の生活の根幹にかかわる問題であるといえるだろう。

一九八九年の三月二日、最高裁は先ほど述べた塩見日出さんの訴えに対し、それを認めない判決を下した。その理由として最高裁があげているのは、外国人に対して、障害福祉年金を支給するかどうかは、立法府の裁量の範囲内のことだという点だけであり、実質的な議論に踏み込まないまま、外国人障害者への制度的な差別の現実を容認してしまつたのである。

しかし、期せずして、この判決が出された後、外国人障害者に対する制度的差別の撤廃をもとめる運動が、これまで以上に盛り上がろうとしている。運動の広がりと高まりを祈りながら、とりあえず、この稿を終わる事にする。

(やまもと ふゆひこ・文学部専任教員)

特集●「在日朝鮮・韓国人問題」を問う

日本の外国人管理行政と韓国・朝鮮人

金 東 勲

はじめに

――「九一年問題」と入管法――

いわゆる「九一年問題」とは、一九六五年、日韓両政府間で締結された「在日韓国人の法的地位に関する協定」（以下「六五年協定」と略称）が、同協定発効（一九六六年一月一七日）から二五年（九一年一月一六日）まで韓國側の要請があれば、協定永住を認められた者（一九七一年一月一六日までに、戦前から居住しているかもしくは生まれた者およびその子供）の直系卑属の居住について協議を行う（協定第二条）ことである。したがつて、

協定の文言とおりに理解するならば、「九一年問題」とは、まだ四人ほどしか生まれていないといわれる協定永住資格者の孫つまり「協定三世」の居住をどうするかという問題に限定される。そして日本政府は、こうした狭い範囲に再協議を限定しようとしたが、韓国政府とりわけ直接当事者である在日韓国・朝鮮人は、在日韓国・朝鮮人に関する全般的な見直しを要求している。

つまり、盧大統領訪日を前後して行われた日韓両政府間の協議を伝えるマスコミの報道によつて周知のこととなつているように、「協定三世」の居住だけではなく、それ以後の世代を含む在日韓国人全体に関する問題のな

かでも、退去強制・再入国許可制の適用廃止および指紋押捺・登録証常時携帯義務の廃止といった日本の管理・抑圧行政の見直しを迫り、民族として生き残るために欠かせない民族教育の保障と地方自治体の住民として享有すべき社会参加を求めるという広範囲に及ぶものである。このように、「九一年問題」は、戦後四五年間維持されたきた日本政府の「差別・同化・追放」という三つの言葉で表現される対韓国・朝鮮人行政が、根本的な見直しを求められている問題である。そしてこうした見直しの作業は、盧大統領の訪日際に論議をよんだ「謝罪」の問題によって浮き彫りにされた歴史的責任の再確認と補償、そして国交がないことを口実に放置してきた「朝鮮籍」の人びとの処遇など、植民地支配が終わりを告げてから半世紀になろうとする今日まで回避してきた日本政府の戦後責任が根本から問いただされると認識すべきである。本稿ではこのような視点から、日本の韓国・朝鮮人管理行政にしづつ考えてみることにする。

一、在日韓国・朝鮮人の法的地位は外交々渉事項ではない

国家がその国内に在留する外国人にどのような法的地位と待遇を保障するかは、当該外国人の本国との間で結

ばれる二国間協定または相互主義に基づいて決定されるというのは、たしかに伝統的国際法に基づいていた原則である。しかし、武力侵略と植民地主義さえ合法とした伝統的国際法が、第二次大戦後の現代国際法の発展過程において、外国人待遇の問題を含むさまざまな内容についてその正当性と合理性が問われていることは誰もが知る事実である。ところが、国内的には平和と民主主義そして人権保障を柱とする憲法を制定し、国際的には平和条約の締結と国連加入によって世界人権宣言の尊重といかなる差別もなく人権と基本的自由の普遍的尊重を約束して国際社会に参加したはずの日本は、在日韓国・朝鮮人の処遇について、右の伝統的国際法が認める原則を最大限に利用した。つまり、韓国政府との合意をもつて決めたということを口実に、在留その他の処遇についてその責任を回避したばかりか、協定が存在しないから「煮て食おうが焼いて食おうが勝手だ」という考えに立ち、抑圧と差別による管理をほいままにしてきた。こうした日本政府の態度には、在日韓国・朝鮮人が日本に渡航し定住するようになった自らの歴史的責任を回避し、差別なく全ての個人に対する人権と基本的自由の保障を達成しようとする日本国憲法の精神および国連憲章ならびに世界人権宣言によって求められる義務に反するものであ



つた。いいかえると、日本政府の韓国・朝鮮人管理行政には、歴史的・道義的責任感および人権と基本的自由の普遍的尊重という人権感覚のいずれも欠落し、韓国・朝鮮人を潜在的に犯罪者と見る管理と抑圧の姿勢だけが突出している。

くりかえし指摘されているように、在日韓国・朝鮮人

は、自らの意思と目的に基づいてパスポートを持つて入国する一般外国人とは基本的に違つて、日本の朝鮮半島に対する植民地支配と一五年に及ぶ侵略戦争の過程もしくは結果、つまり日本政府の都合と必要によつて、日本への渡航と定住を余儀なくされた人びとである。したがつて、この人たちの法的地位または待遇については、韓国政府との合意をまつて決定すべき問題ではなく、自らの歴史的責任とそれに対する償いという視点に立つて、人間としての生活の営みと民族性の回復と維持に必要な権利を最大限に保障する義務があることは誰ひとりとして否定しようがないはずである。

しかし、一九五二年四月二八日、日本政府が認めた在日韓国・朝鮮人の日本国籍を民事局長の通達によつて一方的に剝奪しては、永住以外に適用すべき在留資格はなかつたはずなのに、法律一二六号によつて在留資格ももたない不安定な在留にし、指紋押捺と登録証の常時携帯を強制する外国人登録法によつて管理を強化したのである。こうした施策は、言葉と名前を奪い「皇民化」を強制しては、労働と命の提供までも要求した植民地支配に対する法的責任はおろか、「ご苦労さん!」もしくは「すまなかつた」という通常の人道的感覚さえ微塵も見られない。このことは「朝鮮人に食べさせる食料はなく、日

本の法秩序を乱す朝鮮人は強制送還すべきだ」という趣旨の書簡をマッカーサー連合軍司令官に送った当時の吉田首相の態度が象徴的に物語ってくれる。そして、責任感と人権もしくは人道的感覚の欠落は、四五年に及ぶ歳月が流れても是正されることなく今日に至つており、とりわけ「六五年協定」には、日本の「外交々渉の勝利?」によつて歴史的責任を見事に回避したのである。しかし、この外交勝利は恥ずべき行為であつても、よろこぶべき行為では決してない。なぜなら、「六五年協定」によつてその責任は回避できたとは、日本政府自身も含めて、誰ひとりとして考えていないからである。こうしてみると「九一年問題」とは、日本政府が歴史的責任から解放される絶好の機会ともいえる。

二、「六五年協定」と在日韓国・朝鮮人の居住権

すでに述べたように、一九五二年四月二八日、平和条約の発効に伴つて、一夜にして外国人となつた在日韓国・朝鮮人にも出入国管理令が適用されるが、同法令が定める「永住」という在留資格を認めず、法律一二六号によつて不安定な在留状況におかれる。そして、決裂をくりかえしてきた日韓会談が、反対する声が高い状況の中で、一九六五年には国交正常化を目的とした基本条約

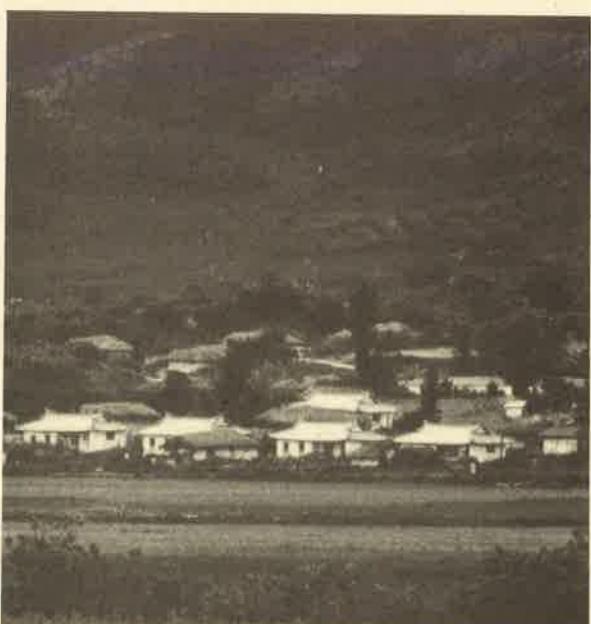
をはじめとする一連の合意文書が署名されることになつた。この一連の合意文書の中に、在日韓国人の法的地位に関する協定書が含まれ、無協定を理由にした恣意的差別と管理の状況に終止符を打つものと思われた。ところが蓋を開けてみると、協定の内容はあまりにも不十分であり多くの問題を内在し、右の期待を裏切るものであつた。

つまり、在日韓国人が日本に「多年の間……居住している」事実だけは認めながら、居住するようになつた責任の所在については一言もふれることなく、植民地支配の最たる犠牲者である在日韓国人に対する責任と謝罪の姿勢はいくら善意をもつて読んでもくみとれないものである。

また、それまで不確定のまま放置されていた在留については、なるほど「永住」を許可することになつていて、が、強制退去の事由を若干狭めたことを除いては、再入国の許可、外国人登録法による管理など、一般外国人と何ら変わらないものであつた。しかも、「安定した生活を営むことができるようにする」という協定前文の文言とは裏腹に、日本国民に適用されていた二百項目にのぼる社会保障・社会福祉の中、生活保護と国民健康保険の二つだけが適用され、なかでも社会保障の根幹をなす国

民年金制度は、一九八二年の難民条約批准に伴う改正まで適用されなかつたのである。

さらに、民族学校の閉鎖と不認可など民族教育を否定する文部行政の結果すでに七割以上が日本の学校に就学している既定の事実には、その責任を含め何一つ言及することなく、「…希望する場合は…」日本学校への入学と進学を認めるとうたい、いかにも恩恵的な優遇措置でも認めるような内容であった。そればかりか、協定が発効する直前に出された文部次官通達が、日本の学校に学ぶ韓国・朝鮮人児童・生徒に対し、民族的素養を育むためには特別教育つまり民族教育は必要としないとし、同化教育を公然と指示したのである。こうした民族教育否定の態度は、植民地支配の下における皇民化政策および戦後の同化教育の強制によって、在日韓国・朝鮮人の民族的アイデンティティを喪失したことに対する責任と反省どころか、「居直り」とさえ思われるようなものであつた。



に再入国の許可を必要とし、さらにこの社会に家庭と職場をもち、労働と納税によって長年この社会に寄与している住民として「永住」する韓国・朝鮮人に、指紋押捺と登録証の常時携帯義務を押しつける管理行政をづけることを確認している。しかも、歴史的定住原因および居住形態を同じくする同じ民族の間に、祖国の分断

が招來したことといえるかも知れないが、韓国籍は、「協定永住」朝鮮籍は「法律一二六号」という在留資格の分断というもう一つの哀しい汚点を残すことになった。もつとも、その後難民条約の批准に伴う一連の国内法調整の過程において、後者の朝鮮籍の人びとに於いても、申請によつて当然に認める「特例永住」が許可されるこになつた。しかし、協定永住、特例永住そして一般永住といったように、永住だけでも三つの異なるカテゴリーを適用し、特別在留そして法律一二六号など、在留資格の分断による管理と支配という本質は、変わることろかますます増幅してきているのが実状である。

三、「九一年問題」と管理行政の今後

右に見たように、「六五年協定」は、在日韓国人の居住について「永住」は認めたが、それは名ばかりであり、退去強制、再入国許可そして指紋押捺と登録証常時携帯を強制する管理を温存するもので内実の伴わないものであつた。それに加え、法律一二六号および特例永住許可者と協定永住の間には、退去強制の事由が異なるなど、日本政府の歴史的責任および居住形態がまったく同じ者の間に差異を設けて分断したのであつた。したがつて、「九一年問題」は、「六五年協定」に対する反省と見直し

による在日韓国・朝鮮人問題の全般的な再協議としなければならない。以下、管理行政に限定して、あるべき協議の内容について考えてみることにしよう。

① 歴史的責任に対する反省と謝罪の明文化を！

日本の朝鮮半島に対する不当な植民地支配とそれがもたらした数多くの罪業について、盧大統領の訪日の際にも議論されたように、国家もしくは政府レベルでは「遺憾である」とか「痛惜の念を禁じえない」という抽象的かつ曖昧な言葉では表明されたが、植民地支配精算の基本文書といえる一九六五年の基本条約をはじめ、他のどこの条約または協定の中で明文化したことはない。なかでも、植民地支配の過程で日本への渡航と労働を強制され定住を余儀なくした在日韓国・朝鮮人に対しては、終戦直後に反省と謝罪があつてしかるべきであった。ところが四五年を過ぎた今日に至るまで、すでにみた「六五年協定」はもちろん、言葉による謝罪さえ一度として聞かれないと、いう暴言さえ聞かれる。このように、在日韓国・朝鮮人に対する基本認識の誤りがそのまま法的地位その他の処遇にも反映され、入管行政にも管理だけが突出して、歴史的反省とか人権尊重の感覚はみられない。した

がつて「九一年問題」が共同声明・協定または条約のいざれの形式で決着するのかさだかでないが、歴史的責任の確認と反省そして謝罪を明文で表明することが、まず必要である。こうした基本認識に立つならば、管理行政をはじめその他の問題もおのずから解決されるはずである。

② 退去強制・再入国許可制の適用廃止を！

国家が自國に滯在する外国人を国外追放また本国送還の処分にする退去強制は、國家主権の属性として当然に認められる権限であることは否定できない。つまり、自國に在留する外国人が、犯罪行為などにより自國にとって好ましくない人物と判断したとき国外への退去を強制することは一般国際法でもはやくから認められている制度である。しかし、こうした制度も、人権と基本的自由を保障する国際人権法の内容とりわけ、家庭の保護・離散家族の防止さらには子供の保護などに照らしてその具体的適用については再検討が迫られていることは周知のとおりである。ましてや、自らの意思と目的によって入国した一般外国人と違つて、日本の都合と必要によつて入国・定住をさせられた人たちであり、日本自ら日本国籍を押しつけた「元日本国民」でありその子孫である在日韓国・朝鮮人に一般外国人と同じく退去強制を適用す

ることの合理性は見出せない。しかも、自ら「永住」を認めておきながら、通常の反社会的行為もしくは違法行為に社会的制裁に加えて国外追放という二重の制裁を適用することによつて、家庭の破壊と離散家族を招き、子供たちの生活と教育の権利を剥奪する非人道的かつ無慈悲な処分の可能性を残すべきでない。

つぎに、出入国管理及び難民認定法二六条は、日本に在留する外国人が「……その在留期間の満了の日以前に本邦に再び入国する意図をもつて出国しようとするときは……再入国の許可を与えることができる……」と規定している。この規定は、その文言からもわかるように、一時的に日本に在留する外国人が在留目的を達成する前に出国する必要があるとき、出国する前に入国許可を与えることによつて再入国許可の簡便をはかることがその主旨である。在留期間が何年であろうと出国によつて在留許可（ビザ）が無効になるという日本の入国管理行政自体異常であるが、在留期間を有することなく、しかも家庭と職場を日本社会にもつてゐる永住外国人に再入国許可制度を適用する合理性がはたしてあるのだろうか。これは再入国制度の趣旨に反するばかりでなく、指紋押捺拒否者に対する再入国不許可处分に見られるように、他の入管行政の目的を達成するため、永住外国人の出

国の自由と帰国の自由を制約する結果さえ招来している。

そもそも、永住を許可する過程で、その居住歴・財産・所得関係さらには家庭関係まで綿密に調査し、日本に永住する必要があることを確認するという永住許可手続きからしても、永住者の再入国は家庭生活、職場生活などあらゆる面から欠かせない人権であり基本的自由である。にもかかわらず、一時的所要のために出国する永住外国人の再入国の必要性をその度毎に調査をし許可をするというのではなく、永住という在留を入管行政自ら形骸化するものであり、誰が考えても奇異なことしか思われない。したがって、少なくとも自ら永住を認めた人たちに対しても、再入国許可制の適用を廃止すべきである。

③ 人権と住民の権利を尊重する入管行政を！

右にみたように、在日韓国・朝鮮人に認める永住は、国外追放の可能性を残し、出国と再入国＝帰国の自由を制約する再入国許可制を適用するという依然として不安定な居住を内容とするものであるが、「外国人の公正な管理に資する」とする外国人登録法は、こうした不安定な居住さえも脅かしつづけている。つまり、一九四七年に外国人登録令によつて、自ら日本国民と認める韓国・朝鮮人を外国人と看做し、登録を強制したが、一九五二年四月二八日を期して外国人となつた韓国・朝鮮人は、



新しく制定された外国人登録法によつて管理を強化されはじめた。とりわけ、指紋押捺強制と登録証の常時携帯義務の押しつけは、プライバシーの権利・移動の自由など外国人の基本的人権の制約もしくは侵害を伴う管理であることは、指紋押捺の拒否とその正当性が問われた指紋裁判さらには関西大学法学部生であつた琴尚一君の登録証の常時携帯義務違反に関する裁判でも明らかになつ

たことは周知のとおりである。

指紋の押捺を本人の意に反して強制することは人権の侵害になるということは、日本国民の関係（たとえば中学生などから集団的に採用した行為あるいは大阪の西成区でいわゆる浮浪労働者からの指紋採集などの行為）においてはやくから問題となり、社会の通念となつてきている。ところが、こうした社会通念が外国人なかでも韓国・朝鮮人の処遇との関係において問題とされず、むしろ当然のことかのように三〇数年も維持されてきた。そして、他の人権・差別問題がそうであるように日本政府もしくは日本社会内部からの告発ではなく、在日韓国・朝鮮人およびその他の外国人による集団的拒否運動によって、国内外の世論を喚起し、全国的に進められた裁判闘争でその不当性を告発してきた。そのほとんどの裁判は昭和天皇の死亡に伴う免訴措置によつて裁判を拒否される結果になつてしまつたが、指紋押捺強制が人権侵害であり、定住外国人に一般外国人と同じ管理行政を適用することは不合理であることが指摘されたことは周知のとおりである。もつとも、こうしたことが直ちに憲法または国際人権規約に違反すると判示せず、立法府の裁量権にその責任を委ねるという消極的姿勢で司法判断を回避した。そして法務省も、五年毎の登録証切換時に

くり返し押捺を強制した従来の制度を、一六才になつて行う最初の登録時に一回だけ押捺を義務づける制度に改めて反対運動をかわした。しかし、指紋採取はその回数を減らすことによって問題の本質が変わるものでなく、一度採取され登録された指紋が本人の意思に反して流用もしくは悪用される危険性は依然つきまといつづけている。

くりかえし言及しているように、この社会に生まれ育ち、家庭と職場を持ち労働と納税をとおして社会発展に寄与している住民として居住する定住外国人の同一性を確認するためには、指紋押捺と登録証の常時携帯を強制しなければならない理由は見出せない。つまり、外国人登録、職場の身分証明および免許証など、日本国民とまったく同様に社会生活を営む定住外国人の同一性の確認は日本国民と同じ手段と方法で十分可能であるはずである。したがつて、管理と取締りの対象とする従来の認識を改め、社会発展に寄与する住民と考えるならば、指紋押捺と登録証常時携帯制度の廃止だけでなく、登録制度そのものを管理のためのものから住民として生活するための登録へと根本的に転換させていくことが必要であろう。

（キム・ドンファン・龍谷大学教員）
（一九九〇年八月一〇日）

おいてけぼり

—宮本輝試論Ⅴ—

芝田啓治

七、"おいてけぼり"その核心（その一）

近年、日本の住宅事情は増え悪化していると言わざるを得ない。一九八二年ECの非公式報告で "r a b b i t - h u t c h" と呼ばれて以来、その傾向は一層激しさを増している。首都圏で付いた火が今や地方都市にまで飛火し、留まる事を知らないかの如く、地価の高騰が見られる。

戦後の高度成長以降、コーリン・クラーク（イギリスの経済学者）の言う通り、産業構造が変化し、第一次産業より第二次へ、第二次より第三次へと就業人口が加速

度的に移動し始めた。その結果、人口の都市集中化が起り様々な問題を生じさせている。

全国の戸数の約半分が京浜・京阪神・中京の三地域に集中するという異常さを引起しているのであり、面積で言えば国土の数パーセントにしか過ぎないこの三地域に人間がぎっしりと埋め尽くされているといった現状である。

又、都市の集中化と共に大きな問題となっているのが高齢化の問題である。厚生行政基礎調査によれば、世帯数が戦後直ぐの時期と現在とを比較すれば約二倍に増えているだけなのに、核家族世帯は約三倍に、高齢者世帯

は約九倍にも増えているのである。住宅状況が悪化するのは当然の事と言えよう。「猫の額」と言われようが、「ウサギ小屋」と呼ばれようが、現代の日本で家を持つと言う事が如何に難しいか、それは周知の通りである。

しかし、人々は「狭いながらも楽しい我家」を求めて、日々悪戦苦闘を繰返すのである。それは、やはり我々が「家」から離れられないからなのではないだろうか。我々の出発点が「家」であるなら、終着点も又「家」なのかも知れない。

「家」に対する人々の考え方、接し方は、戦前と戦後では大きな変化が数多く見受けられよう。更に言えば、封建時代のそれはより巨大、より強固なものとして人と対していた。時には人を傷付けたり、人を呑込む事すら起り得たのではないだろうか。しかし、現代社会に於ても、「家」の持つ意味は人格形成・人間関係・愛情・懇意など様々なものを教え、育くむ場として大きな存在であり、又、使命をも持つてゐると言えよう。

更にもう一步この「家」について深く考えてみようと思う。

「家」という漢字は、「ウ」冠の下に「豕」と書く。「ウ」冠は象形文字で、高い屋根におおわれた家屋の形を示しているものである。「豕」は形声文字で、もともと「猪」が優先されたのである。

が使われていたが誤り伝わって現在の「家」を用いるようになり、意味は「いのしし・ぶた」の事。屋根の下に生き物がいる。そこから転じて人のいる「いえ」の意を表わすと「新字源」に記されている。

「家」という文字には様々な読み方があるが、「いえ」とも「うち」とも読まれる。漢字はその読み方によつて様々なイメージを映し出すものだが、この「家」という読み方程全く正反対のイメージを示すものも少ないのでないだろうか。

「いえ」と読むと、果してどのようなイメージが湧いて来るのであろうか。例えば、「家柄」とか「家系」とか「家風」とかが先ず思い浮ぶ。更にその言葉からイメージを広げていくと、世間體であるとか名譽であるとかに繋っていく。それは「家」という外枠のようなものが、日々に形づくられていくのである。社会に対しても、世間に對して立とうとする外枠。そういったものから自らを守ろうとする枠組の輪郭が見えて来る。

封建社会に於ける武士の「家」も又その代表と言えよう。「いえ」を守るため武士は命を賭して戦場に挑み戦いに明け暮れていたのであろうし、生命のみならず生活や婚姻に至るまで、ありとあらゆるものよりも「いえ」

それは「イエ」という外枠から、社会に向って「ソト」に向つて対峙するものであった。

それに対し「うち」と読めば、そこから受けるイメージにどのような変化があるか。「家族」とか「暮し」とか「團欒」とかが思い浮んで来る。

「イエ」が「ソト」に向つて立つのであれば、「うち」は「ウチ」に向つていると言えよう。又「ソト」が時として戦いの場であるならば、「ウチ」は家族が心の安らぎを得る場であり、寛ぎの場なのである。

時代によつて、地域性によつて、又各「家」によつて、そのどちらを重んじるかが違つて來るのである。「イエ」「ソト」を余りに重んじるがゆえに「うち」「ウチ」をないがしろにしてみたり、犠牲にしたりといつた具合に、その結果生命を亡くしたり、愛を無くしたり、個性を奪われたりという事も起り得たのである。

今この「イエ」「うち」を中心にして、三人の文学者を追つてみたいと思う。

(1) 反「イエ」 太宰 治の場合

津島家は青森県で長者番付四位という年もあり、県内屈指の富農家であった。太宰の父津島源右衛門は大地主であり銀行も営んでいたという。又明治四五年には政友



会から衆議院議員、大正一一年には貴族院議員にも選出されている。六男修治が生まれる二年前の明治四〇年に建てられた家は、宅地面積がなんと六百坪。一階は一一室からなり一五四坪、二階は八室で一〇〇坪、合せて建坪二五四坪という巨大なものであった。その館に三〇名を越す大所帯が住み、正しく父は「金木の殿様」なのであつた。

その家は巨大でかつ装飾的な建物であり、周囲を威圧するに十分で、家柄だの格式だのを「ソト」に誇るものであつたと考えられる。

偉大なる父、巨大なる津島家の下で津島修治はその幼年、そして少年時代を過ごすのであつた。しかし、母たねは病弱で修治が生まれると直に母の手から乳母さよに移された。再び修治がヨチヨチ歩き始めた頃さよと別れ、叔母きよに育てられる事になり、それも二年足らずで別れ、今度は女中たけが修治の子守役を務めるのであつた。「三つ児の魂」と言われる大切な乳幼児期に修治は殆ど両親に甘える事なく育つのであり、又彼に一番近しい女性が入れ替わり立ち替わりと落着かず、これらの事が彼の人格形成上かなり大きなウエートを占めた事は間違いない事である。更に三歳になると、父源右衛門が衆議院議員となつて母と共に上京する事となつた。その事は、修治にとって一層寂しい家庭生活を強いられる事でもあつた。

彼にとつて「家」とは正しく「イエ」であり、親は余りに偉大であつて物理的にも精神的にも近寄り難い存在なのであつた。親からの愛、特にスキンシップは望むべくもなく、育ての親たちもそれぞれの事情で次から次へと変つていくのであつた。彼にとつて愛とはただ待つて

いれば燐燐と降り注がれるものではなく、自ら努力しなければ得られないものと映つたとしても無理からぬ事であつた。そしてなかなか得難いものと思つたのである。

少年時代、彼は三十人を越す大家族の中で注目を引くためによい子であろうとし、又その逆に時には効果的な道化をも演じるのであつた。優等生のヘボは周囲の人々を安心させるという事を知つていたのであり、既に悲しい性を身に付けていたのかもしれない。太宰は津島家という大きな「イエ」の期待に応えるべく、又関心を集めるためにも小学校時代六年間を首席で通し、かつ、そうであろうと努力もしたのである。

その点では、津島家は「イエ」として、父は国会議員、息子達は秀才と申し分のないものであつたが、それなら果して「うち」として正常に機能していたのであらうか。家も「ソト」に対しても御殿であつても、何處かアンバランスで隙間風が吹き抜け、暖かさに欠けていたのかも知れない。「イエノソト」は誰しも認める素晴らしいである。

「子供の頃の自分にとつて、最も苦痛な時刻は、実に自分の家の食事の時間でした」（太宰治「人間失格」）。

「その食事の部屋は薄暗く、昼ごはんの時など、十幾人の家族が、ただ黙々とめしを食っている有様には、自分はいつも肌寒い思いをしました。」（同）

津島家の食事は一家団欒とはかなりかけ離れたもので、「うち」としての憩い場はなかなか得られなかつたものとみられる。

太宰にとつて家族とか親とかが自分にとつて何であるのか。どのようにすれば意志の疎通がはかれるのか。どのように裸の自分を晒してよいのか。苦しい時、辛い時どのように甘えていいのかを理解する前に、青森中学入学の年、父は死去するのであつた。太宰は一四歳の年から実家を離れ下宿生活をするのだが、これらの問題の答えを知らずに青年期へと突入していくのである。

太宰は青森中学から弘前高校へ入学。その時の成績も一四八人中四位と秀才ぶりを發揮していた。しかし、彼の心は常に満されないまま、除々に文学へと傾倒していつたのであつた。中学時代から芥川や志賀を好んで読んでいた。

青森中学入学の年の父の死去と弘前高校入学の年の芥川の自殺は、この時期の彼にとって最も大きなショックと言えよう。生活上の又文学上の問い合わせを彼方へ逃してしまつたという取り返しのきかない袋小路に陥つたと

感じたのではないだろうか。いい子でいても誰にそれを認めてもらえばいいのか。努力しても誰を喜ばせようというのか。

一九二七年（昭和二年）太宰一八歳

四月 弘前高校入学 七月 芥川自殺

一九二九年（昭和四年）二十歳

十二月 花柳界へ足を運ぶ。小山初代と出会う。

一九三十年（昭和五年）二十一歳

四月 東京帝國大学仏文科入学。入学後、共産

カルモチン自殺未遂（第一回自殺未遂）

（昭和五年）二十一歳

小山初代上京し同棲。その件で兄文治と会談す。太宰を分家除籍。

女給田辺あつみと心中。女は死に、太宰は一命をとりとめる。自殺帮助罪に問われるも、起訴猶予。

一九三一年（昭和七年）二十三歳

七月 共産主義運動に関わり、全く学業を放棄
青森警察署へ自首。その後非合法活動離

「ある月のない夜に、私ひとりが逃げたのである。と



り残された五人の仲間は、すべて命を失った。私は大地主の子である。地主に例外はない。ひとしく君の仇敵である。裏切者としての厳酷なる刑罰を待っていた。撃ちころされる日を待っていたのである。けれども私はあわて者。ころされる日を待ち切れず、われからすんで命を断とうと企てた。衰亡のクラスにふさわしき破廉恥・類廃の法をえらんだ。ひとりでも多くのものに審判させ、

嘲笑させ悪罵させたい心からであった。有夫と情死を図つたのである。」（太宰 治「狂言の神」）

「いittai、僕たちに罪があるのでしようか。貴族に生まれたのは、僕たちは、永遠に、たとえばユダの身内の者みたいに、恐縮し、謝罪し、はにかんで生きていなければならない。」（太宰 治「斜陽」と言った負い目が常に彼に纏わり付いて離れないのであり、跑けば跑く程傷は癒される事なく、かえってその傷口を広げる事となり、結果深い深い傷痕を残す事になるのであった。

一九三五年（昭和十年）二十六歳

三月 東大落第、入社試験失敗

鎌倉にて縊死をはかるも未遂と終る。

四月 急性盲腸炎・腹膜炎併発、その後パビナール中毒

一九三六年（昭和十一年）二十七歳

十月 武藏野病院精神科入院

「私は厳しい保守的な家に育った。借錢は、最悪の罪であつた。借錢から、のがれようとして、更に大きい借錢を作つた。あの薬品の中毒をも、借錢の慚愧を消すために、もつともつと自ら強くした。」（太宰 治「東京八景」）



立派に悪業の子として死にたいと努めた。けれども一夜、気が付いてみると、私は金持の子供どころか、着て出る着物さえない賤民であつた。(太宰 治「東京八景」) 芥川の自殺に始まり、初代との心中未遂に至るこの十一年間は、太宰の苦い・辛い青年期とも呼べよう。それは家に背を向け、家を否定して生きた十年の歳月でもあり、數度に及ぶ自殺未遂とバビナール中毒、更には愛の破局を迎えて閉じようとしているのである。

巨大な「イエ」に押潰されそうになりながら、必死で自らの位置を求めようと血みどろになつてゐる様は悲愴感すら漂つてゐる。親との関係、「イエ」との関係が遂に整理出来ないままに、身体と心を痛めつけて来たのであつた。しかし、一転太宰は昭和十三年文筆活動に精を出し、翌年石原美知子と結婚するのであつた。

「結婚は、家庭は、努力であると思ひます。厳肅な努力であると信じます。浮いた気持ちはございません。貧

しくとも、一生大事に努めます。」(太宰 治 昭和十三年十月二十四日 井伏鱒二宛書簡)と言つた太宰が、

相続く故郷の不幸が、寝そべつてゐる私の上半身を、少しずつ起してくれた……。

金持の子供は金持の子供らしく大地獄に落ちなければならぬという信仰を持っていた。逃げるのは卑怯だ。

一九三七年（昭和十二年）二十八歳
三月 妻初代とカルモチノによる自殺をはかる
六月 初代と離別

「何の転機でそうなつたろう。私は生きなければならぬと思った。故郷の家の不幸が、私にその当然の力を与えたのか……。
相続く故郷の不幸が、寝そべつてゐる私の上半身を、少しずつ起してくれた……。
秩序ある生活と、アルコールやニコチンを抜いた清潔なからだを純白のシーツに横たえる事を、いつも念願にしているながら、私は薄汚い泥酔者として場末の露地をうろ

つきまわっていたのである。」（太宰 治「十五年間」）

そして、太宰がその場で気付いたのは、やはり津島といふ「イエ」からはみだし、「うち」を全くといつてい

い経験しなかつた三十歳の男という事であった。家庭とか、家族とか、一家団欒とかを憧れはするものの実感がないのであった。「イエ」によって育てられ、「うち」を知らない男が実際に自分が一家の中心となつたとしても、戸惑うばかりなのであつた。そう、「イエ」だけを

重んじてもいけない。いやその「イエ」をも否定して来たのである。太宰は「家庭は努力」と解つていても、やはりその努力は続かないのである。今更「うち」に安住出来ないのであつた。又その方法も全く見つけられないのである。

左翼思想からの離脱や敗戦による日本の余りの変貌ぶりに対する怒りなど、彼の歩みの中で、それらは極めて重要なファクターであるが、今はもう少し「家」について考えてみたい。

「私は出世する型ではないのである。諦めなければならぬ。衣錦還郷のあこがれを、この際はつきり思い切らなければならぬ。」（太宰 治「善蔵を思う」）

太宰が芥川賞に必要以上に固執したのは、衣錦還郷をはかり得る唯一の、そして最後の手段であつたからであ

ろう。その最後の砦を失つた時の太宰の失望感たるや、想像を絶するものがある。又、太宰の私生活を批判した作家に対する攻撃も極めて執拗である。

「けれども、まさか、今まで軽蔑しつづけて来た者たちに、どうか仲間にいれて下さい。私が悪うございました、と今さら頼む事も出来ません。私はやつぱり独りで、下等な酒など飲みながら、私のたたかいを、たたか



い続けるよりほかないんです。

私のたたかい。それは一言で言えば、古いものとのたたかいでした。」（太宰 治「美男子と煙草」という位置に立つのであった。

「一群の『老大家』といふものがある。私は、その者たちの一人とも直接の機会を得たことがない。私は、その者たちの自信の強さにあきれている。彼らの、その確信は、どこから出ているのだろう。

所謂、彼らの神は何だろう。私は、やつとこの頃それを知った。

家庭である。

家庭のエゴイズムである。

それが終局の折りである。私は、あの者たちに、あざむかれたと思っている。ゲスな言い方をするけれども、妻子が可愛いだけじゃねえか。」（太宰 治「如是我聞」）
「炉辺の幸福。どうして私には、それが出来ないのだろう。とても、いたたまらない気がするのである。炉辺がこわくてならぬのである。」（太宰 治「父」）

「家庭のエゴイズム、とでもいうべき陰鬱な観念に突き当たり、そうして、とうとう、次のような、おそろしい結論を得たのである。

曰く、家庭の幸福は諸悪の本。」（太宰 治「家庭の幸

福）

太宰にとって、家庭のエゴイズムがどうにも鼻持ちならないのである。それが彼にとって最も保守的で世俗的なものとして映つたのであり、それに頭を下げ続けるという事は出来ないのであつた。それに戦いを挑む事で、自分を維持しようとし、又維持し得たのである。しかし、太宰のこの考え方は、前述の井伏鱒二宛の手紙で見たように「家庭は努力」により成り立つものだという事を十分知った上で行きついたものである。

「難破して、わが身は怒濤に巻き込まれ、海岸にたたきつけられ、必死にしがみついた所は燈台の窓縁である。やれ、嬉しさ、たすけを求めて叫ぼうとして、窓の内を見ると、今しも燈台守の夫婦とその幼き女兒とが、つましましくも仕合せな夕食の最中である。ああ、いけねえ、と思った。おれの凄惨な一声で、この団欒が滅茶々々になるのだ、と思つたら喉まで出かかった『助けて！』の声が一瞬戸惑つた。ほんの一瞬である。たちまち、ざぶりと大波が押し寄せ、その内気な遭難者のからだを一呑みにして、沖遠く拉し去つた。」（太宰 治「一つの約束」「家」について、太宰の場合を追つて来て一つの結論に辿り着いたのである。それは、太宰が「イエ」で育ち、「うち」を全く経験せず少年期を過ごしたという事。更

に青年期の入口で、その残りの「イエ」すら否定する事になり、反「イエ」の立場を続ける事になった。それは太宰にとつて戦であり、同時に敗れた時は死を意味したのである。戦の中で、自殺未遂・パビナール中毒・精神科への入院を経験し、その果てに辿り着いたのはやはり「うち」という問題であった。しかし、太宰にとつて全く経験のない「うち」は、たとえ努力をしても二、三ヶ月ともたないものであった。

太宰は「家庭の幸福は諸悪の本」と呼びながらも、「一つの約束」のようにつつましやかな家庭の幸福を最大限に尊重する姿がそこにはあった。

(2) 反「イエ」 中原中也の場合

太宰治の場合と、ほぼ同じ位置に立ったのが中原中也ではないだろうか。

「私の家で会った、中原中也からの感銘は、非常に激しいようだった。太宰は、中原をひどく嫌悪しながら、しかし、近づかねばならないという、忍従の祈願のようなものを感じていた。」(壇一雄「小説太宰治」)

「中原を尊敬しなければいけないよう自分で思いながら、実は中原を嫌っていた。それは、太宰の自惚れと虚榮心が脅かされるからだ。」(同)

壇一雄の記憶に従えば、太宰と中原とは三度程会つてゐる様である。それは、おそらく一九三四年(昭和九年)太宰二十五歳、中原二十七歳の時の事で、「青い花」という同人雑誌の編集をしていた頃と考えられる。



地方の旧家出身、神童・秀才と呼ばれたお坊っちゃん。

その後の躊躇と彷徨、そんな時二人は出会ったのである。個性的な二人は、即座に同類である事を瞬時に嗅覚でたのである。“近親憎悪”という言葉がこの二人の関係に生じたのであり、避け得ようのない運命的なものを感じずにはいられない。

「立原も、中原も死んじまつたね。」

『死んだ。死んで見ると、やっぱり中原だ、ねえ。段違ひだ……』

太宰はそんなことを言つていた。」（壇一雄「小説太宰治」）

一九〇七年（明治四十年）中原〇歳

「私の上に降る雪は、真綿のやうであります」（中

原中也「生い立ちの歌」）

中原家は、山口の湯田で医院を開いており、祖父・父と受け継がれ、当然長男の中也もその後継者と見做されていた。父謙助は、その医院を継ぐ前は軍医を務めており、かなり厳格で教育面でもスパルタ式であった。特に長男中也に対しては期待も大きく、遊びを制限したり、友人を制限したりと過保護・過干渉気味の面も多々見受けられた。

一九一五年（大正四年）八歳

「私の上に降る雪は、糞のやうであります」（同）
小学校時代、中原は太宰同様秀才ぶりを發揮し、成績はすべて甲。名門山口中学入学時は、席次一二番というもので期待通りの成果であったが、除々に親の掌だけで



は收まらなくなつていった。

「わが生は、下手な植木師らに

あまりに夙く、手を入れられた悲しさよ！」（中原中也「つみびとの歌」）

「日本では親の愛が多くては、子供は勉強が出来ない。

詩人は尚さらだ」（中原中也「精神哲学の巻」）

一九二三年（大正十二年）十六歳

中原は、この頃一転して、短歌投稿など文学青年となつて学業を怠り、見る見る成績も落ちていった。これを憂いした親が、家庭教師をつけたり、彼の考え方を匡す目的

で夏休みに大分県の西光寺に預けたりと心を痛め、手を

尽くすもその効果なく、中学三年で留年となつてしまつた。このショックたるや、中原家を真底から振り動かした事であろう。中也に対する親の期待は木つ端微塵。中

自身も、頭では理解出来き自分自身で描いた種であると解っていたとしても、この事はやはり痛手であつただろう。彼は、彼の人生の丁度折返し地点で、親を故郷を

背にした生き方を選んだのである。残りの十五年間といふものは、学生としても、社会人としても表面的には脱落者としての道を歩む事になるのであつた。その意味で、この年は彼の人生に於ける分岐点と言えよう。

一九二四年（大正十三年）十七歳

「私の上に降る雪は、霰のやうに散りました」（同）

四月 長谷川泰子と同棲

七月 富永太郎と親交

一九二五年（大正十四年）十八歳

十一月 小林秀雄を知る

五月 父謙助死去

雄と別れる。

一九二八年（昭和三年）二十一歳

「私の上に降る雪は、雹であるかと思われた」（同）

五月 父謙助死去

「葬儀に帰らなかつたのは、男とも女とも判別しかねる長髪を故里の風になぶらせたくないなかつたことは一因で

あるが、父亡きあとの中原家の当主、葬儀においては喪主として、格別に鋭い眼を一身に集中されることになるのであるから、帰郷への足がすくんだことは間違ひなからう。」（中原思郎「兄中原中也と祖先たち」）

十六歳で家を出てからの数年間は、中原にとつて「おいてけぼり」感が募つたに相違ないだろう。孤独・失意・倦怠と中原の身体や心を蝕んでいくのであつた。中原中也にとつて、家とは一体どのようなものであつたのか。

山口と言えば、長州。それは、薩摩と共に倒幕・維新



目として中也を考えていたのであった。中原家に於いても「イエリソト」の方が「うちリウチ」よりも重んじられたのではないだろうか。その期待の跡取りが文学へ走るなどとは夢にも思わなかつたのである。

中原中也は一六歳の年に「イエリソト」を捨てざるを得ない状況に追い込まれ、以後中也自身も家族も彼を正式な一員としては扱えなかつたのである。

確かに彷徨の末に故郷へ羽を休めに度々立寄るのだが、「うちリウチ」に長く留まる事は出来ないのであつた。そして、再び上京し、傷付き、歩き回るといった日々を繰り返すのであつた。

「風が立ち、浪が騒ぎ、

　無限の前に腕を振る。」（中原中也「盲目の秋」）

といった彼の魂の疼きが聞えてくる。

「私は残る、亡骸として――

　血を吐くやうなせつなさかなしさ。」（中原中也「夏」）

「ホラホラ、これが僕の骨だ、

　生きてゐた時の苦勞にみちた

　あのけがらわしい肉を破つて、

　しらじらと雨に洗われ

　祖父の政熊が開業した医院を婿養子と迎えた謙助が継いだのである。祖父母も、父母も何の迷いもなく、三代である。

中原中也は一六歳の年に「イエリソト」を捨てざるを得ない状況に追い込まれ、以後中也自身も家族も彼を正式な一員としては扱えなかつたのである。

「ホラホラ、これが僕の骨だ、

　生きてゐた時の苦勞にみちた

　あのけがらわしい肉を破つて、

　しらじらと雨に洗われ

　祖父の政熊が開業した医院を婿養子と迎えた謙助が継いだのである。祖父母も、父母も何の迷いもなく、三代である。

中也はとにかく歩き続けるのである。

一九三六年（昭和十一年）二十九歳

十一月 長男文也急死

晩年の中原にとつて、一番こたえたのは長男の死であった。そして、翌年その子の後を追うように、彼が死去するのであるが、その頃次のような歌を残している。

「また来ん春と人は云ふ

しかし私は辛いのだ

春が來たつて何になろ

あの子が返つて来るぢやない」（中原中也「また来

ん春……」）

「愛するものが死んだ時には、

自殺しなけあなりません。

愛するものが死んだ時には、

それより他に、方法がない。」（中原中也「春日狂想」）

中原の心はさいなまれ、ただ身を生かしているだけの亡骸なのかも知れない。そんな中也が、最後の生きる力を振絞つて望郷の念を搔立てるのであった。「イエリソト」は、自分自身が破壊してしまった。それを今更悔んだとしても仕方のない事である。それなら、「うち||ウチ」は果して中也を暖かく迎えてくれるだろうか。期待すべくもない。故郷に背いた中也が、死の直前で大きくせま

つて来た問題。それはやはり「家」であり、「故郷」であつたのかも知れない。

「これが私の故里だ

さやかに風も吹いてゐる……

あ、おまえはなにして來たのだと……

吹き来る風が私に云ふ」（中原中也「帰郷」）

「東京十三年間の生活に別れて、郷里に引籠るのである。別に新しい計画があるでもないが、いよいよ詩生活に沈潜しようと思っている。

扱、此の後どうなることか……それを思へば茫洋とする。

さらば東京！　お、わが青春」（中原中也「在りし日の歌」後記）

中原は、十六歳で「イエリソト」を捨て、去つてから、帰郷するも、故郷は決して「うち||ウチ」としての安らぎの場でもなければ、憩いの場でもなかつた。さやかに吹く風も、中也の心に時として鋭く突刺があるのである。そして遂に東京での生活にもはや耐え得る身体でも、精神状態でもなくなつてしまつた時、魂は故郷へ向うのであつた。それが、彼にとつては青春の終りであり、かつ人生の終焉でもあつたのである。

連

載

束の間の妥結

— 在日韓国・朝鮮人教育問題ノート IX

梁 永 厚

戦後、自己の民族的再生と自治的威儀の再獲得をめざした在日朝鮮人運動は、その序曲から日本当局の拒否と抑圧に曝された。

「国民化」の強制によって、自らの過去から引きちぎられ、民族の表徴である朝鮮語と本名を奪われ、民族ならびに国際的な存在も権利も義務も与えられず、無資格な卑しい存在とされていた在日朝鮮人は、終戦を境に奪われていたものをとりもどし、民族としての尊厳と外国人としての権利、義務を明らかにし、その保障を求める自主的なとりくみを始めるようになった。

このとりくみにたいし、日本当局は自発的に協力すべ

き位置にあった。なぜなら日本当局は、GHQの指令により、国家主義を排除し政治、経済、教育、文化など各分野の民主改革を進めるようになつたからである。日本の民主化と在日朝鮮人の自己解放をめざす教育、文化事業や、諸権利の保障を求めるとりくみは、パートナー的なものでこそあれ、拒否、抑圧されるといったものではなかつた。

しかしながら、日本の当局者のなかに隠然たる勢力を保つていた国家主義者や植民地主義者たちによつて、在日朝鮮人のとりくみは、「共産主義運動」であるとのラベルを貼られ、治安対象視され、ことごとく拒否または

抑圧をうけた。

こうした日本当局の態度に比べ、在朝日本人は、どう処遇されたのだろうか。

終戦時の在朝日本人の数は約八〇万人（軍人を除く）であった。南朝鮮に在住していた日本人は終戦から数カ月の間にみな引き揚げたが、北朝鮮においては、建国前の行政機構・北朝鮮人民委員会の要請をうけて、技術者とその家族七千余名が残留した。（一九四六年十一月より、この七千余名向けの引揚船が就航、一九四八年七月、引揚船宗谷丸の一二二八五名をもって、引揚げは終った。）

『北鮮抑留者引揚促進運動史』（待ちわびる心の会編、一九五六年十月刊）によると、

「（昭和）二十一年十一月（正式にはじめての引揚船が北鮮に迎えにくる直前に）北朝鮮工業技術総連盟が生まれ、この組織の下に日本人部が作られ平壤に本部がおかれた。

最初この連盟に加盟した日本人技術者は、北鮮各地に約千人いた。その後、日本人部本部長常塚秀治氏と人民委員会労働部長の間に契約が結ばれ、『給料は外人技術者として特別待遇をし、朝鮮人技術者の五割増しとする。厚生物資の優先配給、斡旋する。その他、退職金、帰還旅費を支給する』ことなどが決定されていた。北鮮

人民委員会はこの日本人部に一九四七年度予算として二百三十万円を支出し、ほかに技術者子弟の教育費として二百萬円を支出して、技術者の子弟のために学校を設けしめ、当時としては最高の待遇であった。」（傍点筆者）



鮮人が子女教育の自主権保障を求めて、熾烈な戦いを展開していた一九四八年四月、平壤で開かれた南北政党、社会団体連席会議に参加した南朝鮮の政治家金九に随行したジャーナリスト徐光霽の『北朝鮮紀行』の中の一節に「平壤の日本人学校」という、次のようない見聞記がある。

「人民委員会特別会議の初日は午後六時頃閉会したが、そこから帰る時、合同新聞のS兄と共に平壤市黃金里にある『平壤日本人学校』を訪問した。

私は平壤に日本人学校があるとも知らず、駅附近の知人を訪ねる途中、偶然に、『平壤日本人学校』と云う看板を見て、好奇心にかられ中に入った。

その学校の責任者は留守で、副責任者端実治（四十五歳）氏にあり、私共は南朝鮮から來た新聞記者で日本人学校と云う看板があるので実状を知りたいから訪ねたと告げた。

二六日である。学校の財政は、北朝鮮人民委員会財政局で負担しているが、今年度予算だけでも二百二十三万七千円だと云う。

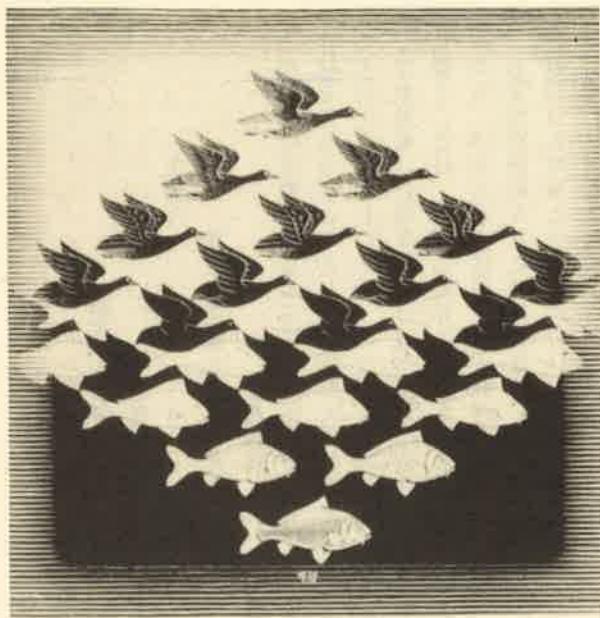
この学校に収容された日本児童は、皆日本人技術者の子女で、まだ此処には約四十名程の、日本人技術者が残っているが、月給は五千円程度で、北朝鮮技術者と同じく最高の給料が支給されている。

この人は實に眞面目な方で何處かの大学工科を卒業した学者らしいが、失礼になると思い出身学校まではきかれなかつた。

日本人学校（小学校）四十名で創立は一九四六年一二月、

日本人で平壤に残つて居て、道端で或は朝鮮人商店





で物を買う時等差別をうけたり、侮辱をうけたりすることはいかないかときいたら、少しもそんなことはないとのことである。それから、其の方は朝鮮人民の自治能力が優秀であること、北朝鮮の巨大な産業部門復興には驚嘆するし朝鮮人労働者の爱国的情熱には頭が下るといわれた。

八、九歳にしかならない幼い日本児童、十余名の『さよなら』といたいけな罪のない善良な彼等の挨拶をうけながら校門を出た。

この見聞記によるならば、一九四八年当時、日本と北朝鮮のどちらに民主主義が息吹き、民族教育の自主権が尊重、保障されていたかについて、説明を要しないと思う。

さて、戒厳令にあたる「非常事態宣言」が発せられ、全国的に三千数百名が検挙され、警官の発砲により一年の死と多数の負傷者をだすにいたった阪神朝鮮人教育事件は、一九四八年五月五日、中央段階において、日本の文部大臣と朝鮮人連盟の教育対策委員会代表との「覚書」交換によつて一応の妥結をみた。「覚書」の内容は次の二項目である。

1 朝鮮人の教育に関しては教育基本法及び学校教育法に従うこと。

2 朝鮮人学校問題については私立学校として自主性が認められる範囲において、朝鮮独自の教育をおこなうこと前提として、私立学校として認可を申請すること。

昭和二三年五月五日

文部大臣

森戸 卉男

朝鮮人教育対策委員会

責任者 崔 鎔根

立会人

在日本朝鮮人連盟中央総本部

文教部長 元 容 德

この覚書の交換は、日本当局の抑圧を切り抜け、学校の存続を先行させようとした、朝鮮人側の拙速な妥協によるものであったといえる。いわば日本の教育基本法および学校教育法の基本精神は日本国民の教育にある、それに従うこととは、朝鮮人教育の自主性を自己否定することになる。さらに私立学校（学校教育法第一條校）として、自主性が認められる範囲（認めるのは当局）における朝鮮独自の教育とは、定められた教育課程をこなした上で、課外に民族教育的な内容を扱うことは差支えないという意味となる。

とりわけ日本当局は、この覚書を朝鮮人側に守らせることによって、教育内容や教員構成、学校経営などの指導監督権を完全に握るようになるのである。

大阪の場合は、府庁前での大衆的な示威を解散させられた一週間後の五月三日、朝鮮人教育問題共同闘争委員会が示された。



会の代表、玄尚好、金鐘鳴、宋景台が、府当局に交渉の再開を申し入れ、次のような要望書を提出した。

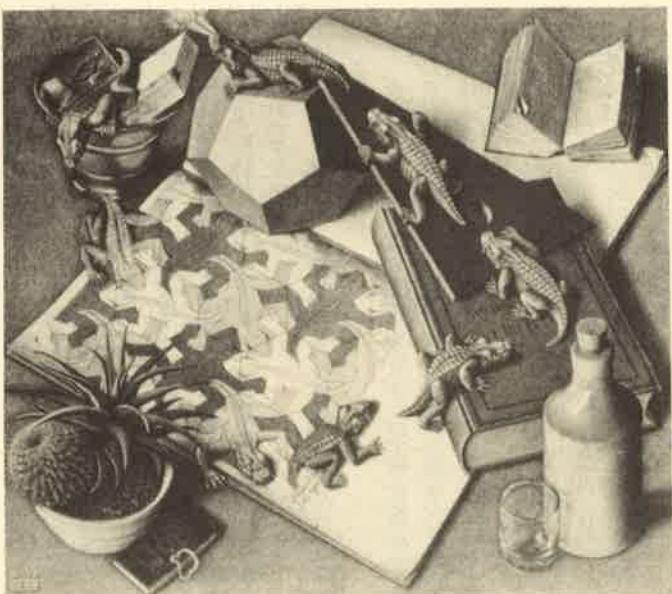
1 朝鮮人児童の特別学級を認めよ。

2 朝鮮人教員は朝鮮連盟が推薦した者にせよ。

3 朝鮮人教育の自主性として、朝鮮の歴史、地理、社会を教科に加えよ。

4 教員の給料は府当局が負担せよ

この要望書に因む交渉は、五月十三日にもたれるようになつた。朝鮮人側の代表三人にたいし大阪府当局は二方教育部長と、教育部の職員が交渉に応じた。そして二方教育部長から、さきの要望への回答として、次の内容



さる五日、中央で交わされた「覚書」の基本的な線に四項目は沿わないのを、拒否をする。閉鎖命令を受けた十九校と、それ以外の四十三校についても早急に学校認可申請をすること。

五月三日付の要望書を拒否された朝鮮人側は、五月十四日に中央で交わされた「覚書」の主旨を入れた要望書を大塚副知事に手渡し交渉を求めた。大阪府当局は五月十九日に朝鮮人代表に回答を行い、その内容に基づいて、六月四日、朝鮮人代表と大阪府知事の間で次の覚書が交わされるに至った。

覚書

大阪府における朝鮮人教育問題に関して昭和二三年四月二一日以来、大阪府及び朝鮮人教育問題共同闘争委員会との間に交渉を重ねてきたが、双方よりの代表者は本日この問題の円満解決について、左の諸条項に對して意見の一一致をみたので、ここに覚書を交換するものである。

記

- 1 朝鮮人教育に関しては、昭和二三年五月五日文部大臣と朝鮮人教育対策委員会責任者との間に交換された覚書の主旨に準じて措置する。
- 2 朝鮮人私立小・中学校においては義務教育としての最小限度の要件を満たした上、法令に許された範囲において選択教科・自由研究及び課外の時間に朝鮮語・朝鮮の歴史・文学・文化等朝鮮人独

自の教育を行うことが出来る。

3 朝鮮人私立学校においては朝鮮人独自の教育を行ふため一年乃至三年生においても自由研究の時間を持つことができる。

4 朝鮮人児童生徒の在学する大阪府下の公立小・中学校においては右の条件の下に課外の時間に朝鮮語・朝鮮の歴史・文学・文化等について授業を行ふことができる。

① 右授業は当該公立学校長の管理と責任においておこなうこと。

② 右授業を希望する児童生徒が一学級を編成するに足る人数であること、但し児童生徒が少数の場合は当該校長と協議の上、朝鮮人側の委嘱する教師により授業を行うこと。

5 第2、3、4項の場合において、朝鮮語・朝鮮の歴史・文学・文化等の授業を行う際の教科書については、連合国総司令部民間情報教育部の認可を受けたものを用いること。

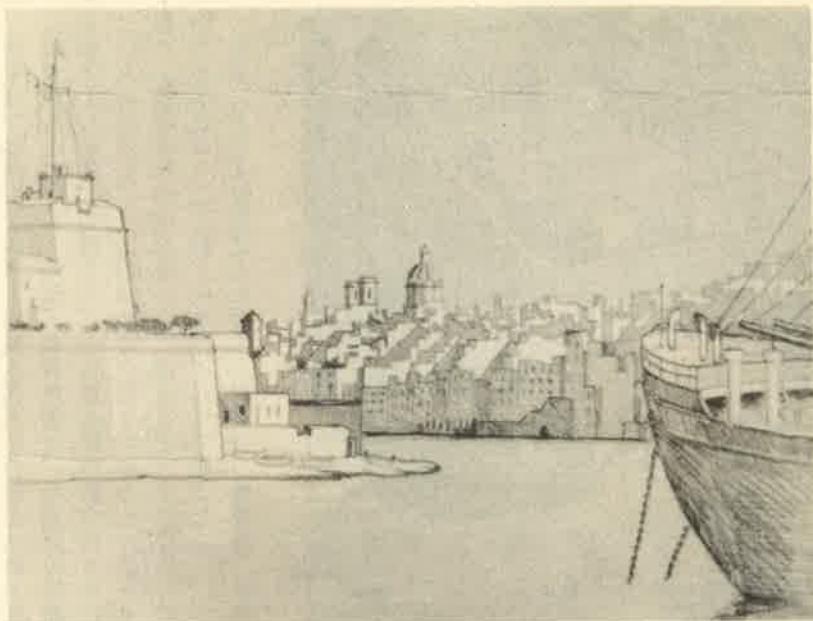
6 朝鮮人児童にして転学を必要とする場合便宜を供与し、日本人児童と全く平等に取り扱う。

7 一般の公立小・中学校において義務教育を受けさせたわら、放課後又は休日等に朝鮮人独自の

教育を行うことを目的として設置された各種学校に在学させることができること。

8 朝鮮人教員の資格認定は法令に定めるところに従つておこなう。但しこの認定をする際、府当局及び朝鮮人側において必要と認められれば





協議する。

9 朝鮮人教員は日本人教員と同様に適格審査委員会において適格の判定を受けなければならない。

10 財團法人設立手続きは一ヶ月以内（特別の事情がある場合は二ヶ月以内）に提出することを条件として、設立基準に合致するものについては学校設立を許可する。

11 認可手続き・法人設置手続き及び学校設立に必要な敷地・資料の入手等について府当局は好意ある斡旋をする。

12 今後の朝鮮人教育問題に関する両民族間の誤解は双方において親切と善意を旨とし、これが解消に努力し、今後の朝鮮人教育問題については双方の完全なる理解と協力により処理する。

昭和二三年六月四日

大阪府知事

赤間文三

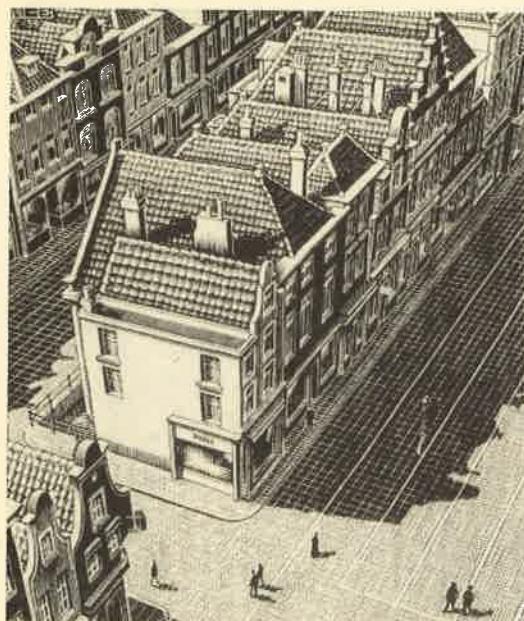
大阪朝鮮人教育問題

共同闘争委員会責任者

玄尚好

立会人
在日本朝鮮人連盟大阪府本部委員長

宋文耆



中央及び各地方で当局と朝鮮人代表との間に交わされた覚書にもとづいて、朝鮮人教育問題は、学校認可申請を軸として急速に処理され、一九四九年の新学期までに、二〇九の小学校、一二の中学校が私立学校として認可を得た（設立要件が満たないので認可を受けずに存続していた小学校は一〇〇校、中学校は八校であった）。大阪における学校認可に関する資料は、次の通りである。

◎財団法人大阪朝連学園

設立代表者 宋景台

昭和二十四年二月一〇日附申請の財団法人大阪朝連
学園設立のことは、民法第二四条により許可する。

昭和二十四年二月二八日

文部大臣 高瀬莊太郎

◎大阪府指令総教第35号

財団法人大阪朝連学園

設立代表者 宋景台

昭和二十四年二月一日づけ申請左記学校設立の件を
許可する。

昭和二十四年三月一日

大阪府知事 赤間文三

記

（所在地）

八尾市

大阪市生野区

大阪市生野区

大阪市生野区

大阪市生野区

朝連私立朝鮮学校中学校
朝連私立田島小学校
朝連私立鶴橋朝鮮小学校
朝連私立御幸森朝鮮小学校
朝連私立舍利寺朝鮮小学校

朝連私立福島小学校

朝連私立城東小学校

朝連私立港小学校

朝連私立堺小学校

朝連私立岸和田小学校

朝連私立布施小学校

朝連私立泉大津小学校

朝連私立豊能小学校

朝連私立朝鮮中学附属小学校

朝連私立寝屋川小学校

朝連私立加美小学校

朝連私立泉州北小学校

大阪市福島区

大阪市城東区

大阪市港区

堺市

岸和田市

東大阪市

泉大津市

池田市

八尾市

北河内郡

中河内郡

泉州郡

記
〈学校名及び条件〉

朝連私立北小学校（大阪市北区）

校舎の完成・運動場整備

朝連私立東淀川小学校（大阪市東淀川区）

教室の改装

朝連私立中西小学校（中河内郡）

校舎の完成

朝連私立枚岡小学校（中河内郡）

校舎の完成・運動場整備

朝連私立柏原小学校（中河内郡）

校舎の改装

◎ 大阪府指令第35号

財団法人大阪朝連学園

設立代表者 宋景台

昭和二四年二月一日づけ申請左記学校設立の件を
それぞれ条件をつけて許可する。

昭和二四年三月一日

大阪府知事 赤間文三



朝連私立東成学園小学校（大阪市東成区）

市有地の買収

朝連私立東成学園中学校（大阪市東成区）

市有地の買収

大阪には四九年に認可を得た朝連私立の諸学校のはかに、一九四六年三月に私立学校の認可を得ていた白頭学院・建国小・中・高等学校があり、阪神朝鮮人教育事件後、韓国民団系の人々が、学校運営の主導権をとった西成朝鮮小学校は、一九五〇年三月に法人と学校設立の認可を得て、金剛学園小学校として再発足した。

そして学校設立認可の取得により、合法性を確保したとの認識を強めた朝鮮人連盟の教育関係者は、さきの「覚書」に詔われた「私立学校としての自主性が認められる範囲」に適合させる教育内容の編成（日本当局側は、本格的な弾圧・学校閉鎖をねらいとしていたので、認可後の朝鮮人学校を教育法制に基づいて改編させる指導をしなかった）などに目を向けず、日本当局にたいし、「朝鮮人教育費の国庫負担」を求めるとりくみに力を注ぐようになつた。

国庫負担（日本の私学助成金獲得運動の先鞭であったともいえる）を求めるとりくみは、教育事件一周年記念

闘争の一環として進められた。朝鮮人連盟中央本部特設の朝鮮人教育対策委員会は日本の国会に対し、共産党の春日正一、今野武雄両代議士の紹介による、「朝鮮人学校教育費国庫負担の請願」を行つた。国会（衆議院）は請願を五月二十四日の議事にとりあげ、討議採決の上、翌日、文部委員会に付託をした。同委員会は五月三十一日、同採決を内閣へ送付した。

内閣では審議の結果、憲法第八九条「公の財産の支出又は利用の制限」条項ならびに、地方自治法第二三〇条に触れるとして留保した。（日本の私立学校も国庫助成をしていないのに、という理由からの留保でもあった）。しかし国会での請願採決に勢いづいた朝鮮人学校関係者は、各地方自治体に対しても教育費の負担を求める運動を展げるようになった。

大阪においては、六月初旬に朝鮮人連盟大阪本部が、「日本の民主団体と共同して、教育問題について地方権力にたいする闘争を強力に行う。方法としては各地方団体の各個攻撃、特に弱小市町村を第一の攻撃目標とする。」との戦術を示し、中河内郡巽町（現大阪市生野区）と泉大津市の在住朝鮮人が運動の先端を切つた。巽町においては、六月二〇日、教育費要求朝鮮人大会を開いて、①朝鮮人学校児童の教育費を日本学校の児童

と同等に支出せよ。②町議会の各委員会に朝鮮人代表をオブザーバーとして参加させよ。③日本学校内に朝鮮人児童の特設学級を設置せよ。などの決議を行い、その決議文を町当局ならびに町議会へ提出した。六月二三日、町議会は管内の中西朝鮮人学校にたいし、「児童一人当たり月額三〇〇円。四五〇名分、一三万五〇〇円を七月から支給する」、「議会の各委員会に朝鮮人代表の参加を認める」との承認をした。

泉大津市においても、巽町と同じ内容の決議文を市当局がうけとり、泉大津朝鮮小学校にたいし「朝鮮人の納税報奨金として、月額一万五〇〇円を支出する」ことを決めた。

巽町、泉大津市におけるとりくみの成果は、岸和田市、八尾市、布施市（現東大阪市）へと波及し、最後は大阪市および府当局へと向けられた。

ところが、文部省の「日本人の一般私立学校に補助金が交付されていない現在、朝鮮人学校にたいしてだけ補助金を交付することはできない」（昭和二四年六月二九日、地管第二五号）という通達によつて、巽町、泉大津市の朝鮮人学校教育補助費支出の決定は反故にされてしまった。

以上に、阪神朝鮮人教育事件の決着として、文部大臣

と朝鮮人側代表との間に交わされた「覚書」に基づく動向を概見した。

要するに「覚書」に因んで、日本当局は朝鮮人学校を認可し、日本の教育法規の枠にはめたのであるから、その指導育成を図る一定の責を負わなければならなかつたはずである。しかし日本当局は認可をしただけで、指導育成を図ることは全くといつてしなかつた。いわば朝鮮人教育関係者を認可という合法性を与えることで安堵させ、その間に教育法規違反の事実を収集し、さらにG H Qの権威を龕に朝鮮人学校の閉鎖へと迫つこもうとする底意の「覚書」交換であつたといえる。

朝鮮人教育関係者は、日本当局の底意を見抜くことができず、さらに学校認可取得に因む教育内容の改編に手をつけることをせず、日本当局が設定した陥穀にはまりこんでしまつたのである。

つまるところ「覚書」は、束の間の妥結にすぎなかつたのである。次回は日本当局が最終的にねらつていた朝鮮人学校の一斉閉鎖措置について見ることにしよう。

（ヤン ヨンフ・文学部非常勤講師）

連

載

△研究余滴▽

象徴主義

2

第1章 象徴主義とは？（その二）

山村嘉己

1

序章においては広い意味での象徴主義を考え、その現代的意義について述べた。ここでは象徴主義ということならばについて、もう少し立入って調べてみよう。

まず「象徴」ということだが、例によつて辞書をひもとけば、『ことばに表しにくい事象、心象などに対しても、それを想起、連想させるような具体的な事物や感覚的なことばで置きかえて表すこと、また、その表したもの。たとえば、十字架でキリスト教を、白で純潔を、ハトで平和を表す類。比喩が感覚的に把握しやすい類似した具



ヴェルレーヌ



象との関係をたとえであらわすのに対し、象徴は抽象的なものを具象でたとえる場合にいう。」（日本語大辞典）ある。そこでは、夏目漱石の『象徴とは本来空の不可思議を眼に見、耳に聞く為の方便である』（『虞美人草』三）という文章が例にあげられているが、非常に示唆的なもので、要するに対象自体を直接に描写したり、比喩的に指摘するのではなく、主体と対象との関係を暗示的に浮かび上がらせるものといえるのではないか。もちろん、哲学上での用語としての象徴や、社会的な慣習としての象徴という使い方はあっても、この暗示的、形而上のな意味の象徴をあえて積極的に冠する『象徴主義』あるいは『象徴詩』というものにはそれなりの特別な意味がなくてはならないだろう。

象徴詩の例として一般に広く知られているヴェルレーヌの「秋の歌」を考えてみよう、

秋の日は
ヴィオロンの響き
そのつきせぬすり泣きに
わが心痛み
ひたすらに
無聊をかこつ。

鐘の音

響くとき、

息つまり色蒼ざめて、

ひたすらに

偲ばれる懷かしの日々、

涙 流れてやまず。

かくて 我行かん

わが身を誘う

悪しき風に運ばれ

あち こちと

吹き散ろう

枯葉れながら。

この詩は題名の示すとおり、明らかに秋という季節を扱っている。具体的なものとしては「秋風」「鐘の音」「枯葉」があり、それにからむ「我」という詩人の主体がある。そして、それらはもの悲しい秋を示すありきたりの道具立てである。しかし、だれがヴエルレーヌがただ秋の季節感を示すためにのみこの詩を書いたと思うであろうか。この詩には拭いがたい主調音として「死」の意識

マラルメ



が流れている。「死」という根源的に人間の存在を破壊し去ろうとするものへの鬱屈ともいうべき怖れの心がある。「秋」と「詩人」と「死」の確然と分ちがたい交流がある。しかも、この詩が若干二十才のヴエルレーヌの、その処女詩集『土星びとの歌』に収められていることを知れば、これが詩人としての出発をあえて「死」という終点から始めようとするかれの捨て身の決意を示してい

ランボー



ると考へることができ、また、かれにそのような意識を強いる彼の個人としての宿命と、そのかれを取り囲む時代の空気との微妙な交錯を改めて感じとることができるのではないか。

つまり、人生の終局である「死」をあえてその青年詩人としての出発点にすえたのは十九世紀末という頽廃の情感をヴェルレーヌが深く感じていたからで、この詩に

街に雨が降るよう
ぼくの心が泣いてる……

などを読んでみても、雨を前にしたこの詩人の暗い心とともに、世紀末の病をやむパリと、その全体を包む時代の崩れるような雰囲気をわれわれは感じずにはいられないものである。

2

すでに序章でも明らかにしたことだが、このヴェルレーヌに見られる世紀末的意識の表現としての象徴主義のほかに、同時代人であり、同じく多くの信奉者を集めながら、美の極限を求める意識から言語と世界の関わりを徹底的に追求したマラルメの姿勢はさらに多くのことをわれわれに示唆する。

高踏派はまだ昔の哲学者や修辞学者のような主題の

現れる悲哀感はヴェルレーヌ個人のものであるとともに、世紀末の予感にふるえる人々全体のものでもあつたということなのである。同じように、かれの象徴詩の好例とされる、

扱かい方をし、対象を表現していた。私は反対に暗示しかないと思う。対象の熟視と、対象によってひき起された夢想からわき出る映像こそが歌なのだ。高踏派の人々は、事物をまるごととらえ、それを表現している、だからこそ神秘性に欠ける。彼らは創造しているのだと思うあの甘美な喜びを、精神から奪ってしまっているのだ。対象を「名ざすこと」は、詩の快樂の四分の三をなくしてしまうことだ、詩の快樂とはじよじよに解説して行く幸わせのことだというのに。対象を「暗示すること」、そこに夢がある。それが象徴といいうあの神祕を完全に使いこなすことなのだ。あるいはひとつの精神状態を示すためにひとつの対象をじよじよに喚起すること、または逆にひとつの対象を選び、ひとつづきの暗号解説によってそこからひとつの精神状態を浮び上させることなのだ。(ジユール・ユレのアンケートによる)

先ず、高踏派ということばについては、十九世紀の浪漫主義から、芸術至上主義を通じる一連の文学運動についての理解が必要であろうが、それはじよじよに明らかにすることにして、(そして、それはまた作者をとりまく現実とその表現、あるいは対象と言語表現との間の乖

離感、さらに美的意識の変遷という小説世界と関連した文学觀の大きな動き、さらには、絵画などの造型藝術、あるいは音楽藝術とも連動する表現意識の変革といった十九世紀後半のコスミックな展望の中で考えられねばならないことでもあるのだが、これもまた、今回の研究の最終的目標もあるので、回を追つていろいろ考察を重ねて行きたいと考えていることも附言しておく)、ここに何よりもよく現れていることは、そのような前代の作家たちがもつていたほどの、対象の把握とその表現についての確信を、この象徴主義を信じる若ものたちはもてなくなっていたということではないか、だからこそかれらは喚起とか暗示とかいう曖昧ともいえる方法を採用したのであつた。象徴主義をうまく解説しているチャドウイックはその著『象徴主義』(一九七一)の中で

それゆえ、象徴主義は、思想や風情を直接に表現するのではなく、また具体的な影像によるあからさまな直喻を通じてそれを暗示するのではなく、説明の与えられない象徴を用いて読者のうちに、これらの思想、感情を喚起することによって、それが何であるかを暗示する表現技術、と定義することができます。



ヴェルレーヌ

月は悲しみに沈んでいた。涙にくれる鐵天使たちは
弓を手に、かすむ花々の静けさの中で夢見がちに
絶えだえの胡琴をかきならし
花冠の蒼空に白い嗚咽を流していた。

——それは君の初めての接吻に祝福された日であつた。

好んでわが身を殉教者に仕たてる私の夢想は
さかしくも悲哀の香りに酔い痴れていたのだ、
「夢」を摘みとつたものの心に
悔いも恨みさえなく残るあの悲哀の香りに。

だから私はさまよつていた、古びた敷石に目を落とし
そして夕ぐれ 街角で 君は微笑みを浮べて現れたの
だ

髪の毛に陽の光をいっぱいに受けて。

私には光りの帽子をつけた妖精と見えた、

昔 甘えつ子の私の美しい眠りの中に

軽くにぎつたその手からいつも雪のように
匂い立つ星の白い花束を降らせて去つたあの妖精と。

これはマラルメの詩の中でもつとも分かりやすく、それゆえに人々に知られたものの一つである。しかし、友マラルメの「出現」を見てみよう

と言つてゐる。

この場合、読者の中にその暗示に自ら関わろうとする意欲がなければ、曖昧さどころか不可解しかなくなるであろう。象徴主義の中には何か秘儀を奉ずる秘密結社的要素が生じるものもそんな処から來るともいえる。ここで、マラルメの「出現」を見てみよう

これはマラルメの詩の中でもつとも分かりやすく、それが人々に知られたものの一つである。しかし、友人カザリスにあてた書翰に、二人に共通の友のイギリス



ボードレール

てはいるところ、それはすでに現し身をこえた一つの美の、まさに「あらわれ」となり終せている。われわれはここに言葉の魔術の展開をくみとることで十分なのである。そして、この詩にはドビッシーが音楽に移さずにはおれなかつた音の美しさがみごとに輝いていることも忘れてはなるまい。

3

すでに引用したチャドウェックの『象徴主義』で、かれはさらに象徴主義のもう一つの面を指摘している。一八世紀、エーデンの神秘主義者、エーデンボルヒ（一六八八—一七七二）によつてとくに明らかにされた『この現実の背後には理想の普遍的世界が存在する』という考え方に基く一種の「超絶的象徴主義」とでもいうべきものである。それはボードレールが「詩によつて、また詩を通して、音樂によつて、また音樂を通して、魂は墓のかなたにある栄光をわずかに望みみる」とい、「すぐれた詩が人の眼に涙をさそうとき、その涙は、喜び溢れる思いのあかしではない。それは焦立たしい憂愁の想い、神経の願い、不完全なこの世に流しものにされ、しかもこの地上において、啓示された天国をただちにわがものにしようと願う天性を証するものだ」（エドガー・

ボーについての新しい覚書)と述べたときに感じていたもの、ランボーイが詩人を《見者》として普遍の人間の啓示者と規定した意識の中にとらえられていたもの(『われ考へる』(Je pense)という言い方は間違っています。『ひとわれを考へる』(On me pense)と翻ぐべきでしょう)(一八七一、五月、イザンバールへの手紙))でもあろう。また、マラルメもおなじ」とをつきのように表現している。

私が「花」という。すると私の声は、いかなる輪郭も残さずに忘れ去られてしまう。しかし、同時にその忘却から、われわれの知っている花萼とはちがつた何ものかが、音楽的に立ちのぼる。それはいかなる花束にも見られぬ甘美な花の観念そのものである。

大衆はまず言語を手軽で何にでもかわりうる通貨のようないくつかの機能をもつものとしてとり扱う。しかし、詩人においては「言語」は何よりもまず夢であり、歌である。虚構の世界を構築する芸術の創造上の必要から、その潜在的な性格をとりもどすのである。

(ルネ・ギル『語法』の諸言)

照応(コレスピンドанс)の理念に示されるように、

「自然」はひとつの中の柱たちには
生命ある柱たち



現実は宇宙的な存在「統一」(Unité)から落ちこぼれた不完全な断片であり、詩人はつねにそれらを丹念にかけ集めることによって、眞の融合に到ろうとしているのである。

ボーデレール

時おり 聞きわけがたい言葉をもらす。

人間は 象徴の森を経て そこを打ちすぎ

森は 親しげな眼差しで 人間を見まもる。

闇夜のように 光明のように とらえがたない
薄暗く奥深い統一のなかで 遠くより

響きかわす殷々としたこだまさながら
香りと 色と 音とは 相呼び相応じる。

幼児の肌に似てさわやかな香り 木笛のように
やさしく 牧場のようすがすがしい香りがあり
——さらにもうれきつた豊かに勝ち誇るような香りも
あり

それらは歌う 精神と 感覚の愉悦のきわみを

龍涎香・麝香・安息香・燻香のようす
かぎりなくひろがる物のかたちをとつて。

(ボーベレール 「照心」)

もちろん、この《超絶的象徴主義》が個人的な体験とは無関係な世界に消え入るものではないことは明らかである。むしろ、この現実界の不完全の意識を詩人たちに強いいたものは、当時の時代の歩みであり、詩人たち個人の苦々しい私的体験であつたことはいうまでもない。その私的体験と普遍的な超絶感とが重り合つたとき、詩はきわめて私的でかつ普遍的な一つの世界、サルトルのいう《普遍的個別》(Singulier universel) (これは逆に《個別の普遍》(Universel singulier)ともなり、サルトルに

ランボー



よれば、これこそ文学的言語の真のあり方である) の世界を創出するのである。ボードレールの「白鳥」はそのような作品の好例であるが、長編なのでその最後のⅢの部分だけを訳出してみよう、

次回は、一九世紀後半の現実的な象徴主義運動（他の芸術との交流も含めて）の概観を述べることにする

(やまむら よしみ・本学教員)

さらに思うのはあの黒人の女 やせて肺病やみで

泥の中をよろめき歩き 眼だけはけわしく

はてしない濃霧の壁のその奥に はるか

アフリカの幻の椰子の実を求めてやまぬあの女

さらにまた 誰といわす二度ともどらぬものを失つた

人々

やさしい狼の乳首のように 苦惱にすがり

涙に渴きをいやす人々

花のようになほんで行くやせ細つた孤児たち。

かくて 私の精神の追放された森の中に

古い「想い出」は高らかに角笛を吹く—。

そして私は想い出す 孤島にとり残された水夫たち、
囚われ人、敗残者……さらにまた多くの人々。

(今回は象徴主義の理念についてもっぱら紹介した。

連

載

日本中國ことばの来往

ゆきぎ

その38

芝 田 稔

たのであるが、中国ではもっと幅広く使用されているようである。もつとも「方位」ということばは中国語の“方向”を意味し、「方向、東西南北は基本方位」(『現在漢語詞典』以下『詞典』と略称)と説明する。今日では、この“方向”的意味が“あらゆる方面を包括する”ことになる。次のような例文がある。

他們実行科研、設計、施工、安裝与技術培訓一條龍方位服務(彼らは科学研究、設計、施工、設置および技術訓練等の一本化を実施して、あらゆる方面にわたって奉仕している)。

「全方位」(チュワーン・ファンウェイ)——これは日本のある總理が“全方位外交”を唱えてから流行語になつた。

解放後的新語について

前号では解放後の中国における社交上の相互呼称の変遷について述べたのであるが、ここでは解放後に生れた「新語」を紹介することにしよう。といっても、生れてはすぐに消えて行つた時事用語やある時期の政策スローガンなどは、すでに触れたがあるので除外する。

まず日本語と関係の有りそうな語彙を拾つてみると

「全方位」(ツクワンコウ・ハンサイエ)——読んで字の

通り、『窓口営業』のことであるが、中国では特に飲食サービス業を指している。いうまでもなく、『窓口』は比喩であるが、人びとと接触の最も多い業種である飲食業に使用されているのが特徴である。例文をみよう。

由北京社会調査所進行的首次各大名特飯莊商譽調査于四月八日掲曉。這次調査是該所對北京窗口行業的系列調查之一（北京社會調查所が行つた第一回有名料理店の名声調査は四月八日公表される。今回の調査は北京飲食業界に對する一連調査の一連である）。

「窗口經濟」——文化大革命の後期に農山村へ思想改造のため出向していた大量の知識青年が、文革の終結によつて都市へ戻つて来たのであるが、政府の受け入れ対策が十分でなかつた。彼らは殆んど失業者となつた。そこで彼らは自宅の立地条件を利かして小商売を始めた。この『個人営業』を『窗口經濟』として政府が認めたのである。

文革後の安慶市（安徽省）は経済的に疲弊し、失業青年の処置に苦慮していた時であった。ある家の土壠の一角に窓口を開け、青年たちが小商売を始めているのを見て啓発された市書記が、これを『窗口經濟』と称して大いに宣伝し發展させたのであった。これによつて、三年間に失業青年を就職させた人数は、解放後三〇年間総和



の五七%、小売販売額は一五〇%、年利潤は五五%、公共累積は二五%に相当するという成績を収めたのである。『窓口經濟』は安慶市から發展したものであるといわれているが、「郵票在哪儿賣」切手はどこで売つていいですか」に対し「在一號窗口賣」一番の窓口で売つています」という返事が返つて来ることもあり、日本でいう「窓口」と全く同様の場合もある。

「夕陽工業」シーヤン・クンイエ」——夕陽といえば夕方の太陽、夕日のことで、發展の見込みのない工業、斜陽工業であり、これとは反対に前途に發展見込みのあるものを「朝陽工業」チャオヤン・クンイエ」といつている。

「關係戶」クワンシーフ——職場やその他の關係から互いに利益を得たり、ある種の便利な条件を得る個人または機關・団体を指していい、次のような例文がある。今年春節不以任何名義向關係戶送礼(今年の春節(旧

正月)には如何なる名義によるとも關係者に贈物をしてはならない)。

「關係學」クワンシーシュウエー——「關係學」とはドイツ人ウィーゼが提唱した「關係社會學」のことであるが、中國では學術用語とは別の意味に用いられているようだ。「關係學」という新語の説明によると、個人また

は團體を問わざず相互間の社交を通じて異常な關係を結び、私利私欲をむさぼることとある。これは學術用語の「關係學」を「關係戶」と関連させて諷刺的な意味を持たせてあるようにも考えられる。例文を見るとその辺の事情が推測できよう。

我們要講原則、講黨性、維護國家利益、不搞關係學（われわれは原則を重んじ、党性を重視し、國家の利益を守らねばならず、変な關係をつけて私利私欲に走つてはならない）。

「氣候」チーホウ——中國語では“氣候”という意味以外に“動向”とか“情勢”を意味することは、よく知られているが「小氣候」シアオ・チーホウとなると全く新しい意味を持つ。つまり企業内部やある種の業務系統の内部で、臨機応変に収益をあげる方法を実施したことによつて造り上げた特殊な環境、雰囲気をいうのである。

給外商投資企業提供適宜發展的小氣候（外商の企業

投資に対しその發展にかなうよう環境を提供する）。

「小兒科」シニアオアルコー——いわゆる病院での小兒科を指すが、新語となると意味は別である。現在では余り重視されない商売や仕事を譬えることばのようだ。

有人認為教漢語拼音是搞小兒科、不重要、這種看法

短評募集!!



短評を書いてみませんか?

最近一年間に発行された本の中でも、自分がこれにぜひ人にも勧めたい、または、強く印象づけられた本の短評を原稿用紙(四百字詰)二、三枚に。

★ジャンルは自由、締切は毎月末。

★連絡先 〒565 吹田市千里山東3-10-1

『書評』編集委員会
関西大学生活協同組合本部 3F 組織部内

☎ 388-1121 (直通)
387-9998 (内線 4821)

是不正確的（中国語のローマ字つづりを教えるのは、小兒科みたいに重要でない、と決め込む人がいるが、このような見方は正しくない）。

「大」のつく語彙では、「大男大女＝ターナン・ターニュイ」というのがある。修飾語の「大」は容貌を指しているのではなくて年齢を指す。男女とも三十歳を越えてもまだ独身でいる人を指してこういうそうである。

「大團結＝タートワンジエ」——“大同團結”という意味であるが、中国人民銀行券の「拾圓」紙幣を指しておあり、この紙幣の図柄から出たことばである。一九六五年発行の同紙幣を見ると、表面中央には漢民族と覚しい

新旧二つのニュースに思う

中国ピンポン界の世界チャンピオンの一女性が、日本のピンポン選手と結婚した、というニュースが新聞に報じられてから、その反響は次第に中国の各地に広がって

労働者や農民、解放軍兵士を先頭にして蒙古族、ウイグル族、チベット族その他の少数民族の男女、計一〇名が遠近法と色彩の濃淡を駆使して描かれている。これは中國各民族の大同團結を象徴した図案であるといえよう。

注① 『書評』 74 76 77 78号を参照。

いるようである。

広東市の花城出版社発行の『隨筆』(一九九〇年第二期)には冀汎の『新しいニュース、古いニュース』が掲載されているが、その中で冒頭の新しいニュースと彼女につわる曾ての古いニュースとの間の矛盾から生じた疑問や感想を縷々述べているのである。

彼女は曾て国際的なピングpong大会で金メダルを獲得して、中国の名声を高め一躍体育界のスターになった選手である。その後また別の国際試合の場で、彼女が同じ中国のある選手と対戦することになった時である。コーチが彼女に対して、その勝負を相手に譲つてやるよう要求して来たのだが、結果的には、彼女はコーチの“命令”に従わず、その相手をこてんこてんに負かしてしまったのである。治らないのはコーチである。大雷を落した揚句、彼女のソウル・オリンピック出場資格を取消してしまったのであった。

冒頭の新しいニュースとこの古いニュースとの間に次のような疑問が湧いて来るときの筆者はいうのである。

その第一は、もしも彼女がコーチの“命令”通りに、あの試合に負けていたならば、中国にまた一人の世界級のピングpong選手が誕生したことになり、それを養成したコーチこそ世界的な名コーチとして、そ



ちやはやされることになるだろう。

第二は、あの未熟な選手が、出世欲のためにコーチに取り入り、コーチも止むなく“友好的”に事を運ばせようと考えたのかも知れない。だとすれば、あの選手が能動的であり、コーチの方が受身であつて、チャンピオンには何の罪もないものである。しかし、これにせよ、このやり方は間違つてゐる。

結論からいえば、優勝劣敗の規律はすべての事業に適用できる。特に体育競技においては選手の体質と技能にかかつてるのであつて、チャンピオンが採つた態度は「当仁不讓」「当然為すべきことを進んでやること」であつて、コーチが彼女に「暗中譲歩」「こつそりと負けてやること」を要求したのは、これこそ「乱命」今はの際に朦朧とした意識の中で話した言葉である。

チャンピオンが、この死に際のウワごとに従わず、スポーツマン・シップを守りぬいたことは、礼賛されて然るべきである。にもかかわらず、彼女の運命はこれとは反対に、厳しい制裁を受けたのであつた。以上が彼の感想の骨子であるが、更に次のような取越し苦労にも似た不安を表明して結んでゐるのである。

彼女は日本国の一花嫁になつてゐる。もしも何時

の日にか彼女が“嫁ぎ先き”を代表して世界大会に参加し“実家”的姉妹を打ち負して金メダルを取りでもしたら、あのコーチ先生は、いかがなものであろうか。私なら耐えられないし、多くの同胞もきっとそうだと思うのであるが。
(しばたみのる・文学部非常勤講師)



■ 短評 ■ 熱帯雨林そして日本

森林フォーラム実行委員会編
日本経済評論社／定価一四四二円
(本体一四〇〇円十税42円)

「熱帯雨林を語ることは、地球を語ることです。」——本書のオビにはこんな言葉が書かれてある。短い言葉だが、私たちに大きな問題提起をしているように思える。

毎年、地球上から日本の本州の半分の面積に相当する一二〇〇万ヘクタールの熱帯林が消失しているという。森林を伐採するのは簡単なことだが、後に大きな問題が残る。まず、一旦、伐採された森林が再び元通りに成長するには莫大な費用と労力と時間がかかる。この結果、森林再生が森林伐採のスピードに追いつかないということになつてくる。森林伐採が進めば、熱帯林に棲息している生物が絶滅の危機にさらされることになり、地球の生態系が狂つてくる、土壤の浸食がおこり河川を汚染し農地を破壊する、また、二酸化炭素が精製されなくなり地球の温暖化が進むなど地球規模の大きな環境問題、私達人間も避けて通れない生存問題が起つてくるのである。

では、森林の伐採をやめればよいのではないかという意見も出てこよう。もちろん木を伐採せずにすれば一番よいのだが、それがそう簡単にはいかないのだ。極論を言つてしまえば、現状では森林を伐採し続けなければならぬのである。その理由は様々で実に複雑なのだが。

森林喪失の大きな原因のひとつと

して、熱帯林が多く分布しているインドなどの諸外国で行われている焼畑式農業があげられるが、これにも増して問題になつているのが、熱帯木材の大量輸入国である日本の行き過ぎた利潤追求という点である。日本は世界の熱帯木材の四割以上を輸入しており、最大の生産地帯である東南アジアの七割以上の木材は日本向けのものという。そして輸入された木材は、カラーボックス、建築土木用のコンクリート・パネルなど、安価で耐久サイクルの短いものに加工されてしまうのだ。さらに驚いたことに、日本人は、インドのカリマンタン島のマングローブ林で伐採した木材で加工されたコンピュータ用紙で仕事をし、その跡につくられた池で養殖されたエビの天ぷらそばを食べて暮らしている。しかも、このエビ養殖を管理しているのもまた日本企業だというのだ。まさに私達の

生活は東南アジアの森林喪失の上に成り立っているというわけだ。これでは、批判されても文句は言えまい。しかし、森林喪失の根本原因は別のところにある。それは熱帯木材生産国の社会構造や特に経済構造が抱える問題である。本書には「森林の大規模な破壊の理由は、簡単にいえばカネの問題である。」と書かれてあるが、まさにその通りである。森林を保護するよりも、伐採し、木材として売る方がお金になるのだ。また、こうして天然資源を売つていかなければ、やつていけないのが現実なのだ。この複雑な社会経済構造に抜本的対策を打ち立てなければ、熱帯林問題の本当の解決はありえない。それと同時に木材を大量に消費する日本も熱帯林保護のために果たさなければならないことがあるはずだ。

森林喪失の根本原因は別のところにある。それは熱帯木材生産国の社会構造や特に経済構造が抱える問題である。本書には「森林の大規模な破壊の理由は、簡単にいえばカネの問題である。」と書かれてあるが、まさにその通りである。森林を保護するよりも、伐採し、木材として売る方がお金になるのだ。また、こうして天然資源を売つていかなければ、やつていけないのが現実なのだ。この複雑な社会経済構造に抜本的対策を打ち立てなければ、熱帯林問題の本当の解決はありえない。それと同時に木材を大量に消費する日本も熱帯林保護のために果たさなければならないことがあるはずだ。

熱帯林問題は、世界各国の社会経済構造が絡みあつてることもあり今すぐ解決というわけにはいかない。しかし、私たちが生きているこの地球上で起こっている問題、私たちが引き起こした問題として誰もが真剣に考えなければならないことなのだ。

私たちは自然の緑なくしては生きていけない。森林は私たちの生活を守ってくれる大切な存在なのだ。その森林を地球規模の自然破壊に発展するまで伐採し続ける私たちの現在の生活のあり方はどこかゆがんでいるのではないだろうか。自然を破壊しなければ求められない豊かさは本物の豊かさではないと思う。今こそ、私たち人間の生活と自然との関わりについて謙虚に考えなければならぬ時である。人間は地球でしか生きていけないのでから、地球を守ることは人間の義務といえる。熱帯林の消失は、人間らしい生活が失われつあることを意味しているのだ。

(李原 寛子)

昭和62年1月23日、真冬の雪深い札幌で三児を残して母子家庭の母親が「餓死」した。

母さん
死んだ

■短評■

母さんが死んだ

——しあわせ幻想の時代に——

水島宏明

ひとなる書房／定価一、●●●円

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という文章を誰しも耳にしたことがあるだろう。高校、もしくは中学校の社会科の授業で習う憲法第25条である。これに基づいた「公的扶助」といった制度を思い出す人もいると思う。本書は、この「公的扶助」の主流である「生活保護」＝日本の福祉行政の実態と「飽食日本」の見えざる貧困を暴いたものである。

さて、3人の子供達（中2・小5・小4）の母親はどうして「餓死」せざるを得なかつたのだろうか。たとえ彼女の「個人的原因」があるにせよ根底に抱える問題は「生活保護」

の実態であり、日本の福祉行政のあり方であろう。母親が離婚した当初は生活保護がすぐに開始され、母子寮にも入所できた。しかし、手狭な寮から市営アパートに自立したことによって事件の一因となるのである。転居した地区的福祉事務所は、彼女が病院の正職員でボーナス、一時手当があるために保護を打ち切ってしまう、絶対的に収入は不足しているのにかかわらず。この後、不足した生活費をサラ金からの借金、更には借金のための借金という悪循環に陥るのである（当時「昭和58年」サラ金が社会問題化していた）。そして、三男の「登校拒否」による退職の結果、母親は早朝から深夜に及ぶ苛酷で不安定なパートタイマーで体をこわしてしまうのである。そのために日々の収入がまつたくなり、心配した働き先の店主が福祉事務所に電話までしたのに「事務所に来い」の一

点ばかりで決して積極的ではなかつた。

しかも、無理をして行つた母親には、「人には言えない」ことを言い、「もう決して事務所には行きたくない」と言わせるほどの心理的圧迫を与えたのである。そして、1月23日の朝を迎えることになるのであつた。

このような福祉事務所の強固な対応の裏には123号通知による（生活保護行政の）「適正化」があつた。この昭和56年からの「第四次適正化」は長年の累積赤字の解消を目指し、中曾根元首相を中心とした「臨調（臨時行政調査会）・行革（臨時行政改革推進審議会）」の中で生まれたものであつた。この行財政改革は（国民の）「自立・自助」を旗揚げて被保護者を減らし、新たな保護を制度上存続しない「相談」でもつて門前払いを行なつたのである。その結果、昭和55、56年度は千人当たり122人だったのが、昭和62年度には10人台へと

落ちるのである。こうした国家方針に追随した地方自治体では、「就労指導」「資産、能力の活用」「扶養義務」等の調査・指導を徹底させることになり、それによつて多くの手続きが必要となる。そのため、真に保護が必要な人々が手遅れになつてしまふ可能性を指摘する。

「国民総中流意識」の現代においてでも私達自身に事故・病気等で突然、保護が必要となるかもしれない。

それなのに政府は権利としての生活保護制度を知らせず、あたかも被保護者＝不正受給者と思いつゝてゐる。だが、「保護＝恩恵」ではなく、
「保護＝権利」だということを知らせるだけでは根本的な解決にはならないであろう。離婚が日常的になつた現在、母子家庭・父子家庭の世帯主が、子供を安心して預けられる託

児所・保育所といった施設の整備、女性がパートタイマーではなく、正社員といった確固とした立場と収入の男女格差をなくすといったことが要求されるのではないか。国も「自立・自助」と言うならば、それを可能にする社会的・経済的基盤を第一に整えるべきであろう。それを行わずに社会保障予算を削減するのは本末転倒であろう。

「豊かな国」日本でじわじわと広がる貧富の差、東京一局集中による地方の疲弊、見えない貧困：「飽食日本」での餓死事件は日本の政治、社会そして人々の歪みを明らかにしたものではなかろうか。

（川野旅人）

~~~~~ STAFF募集のお知らせ ~~~~

生協新聞  
&  
「書評」} 編集委員  
大募集

生協新聞、「書評」編集委員になつ  
てみませんか？

●学部・経験不問

お問い合わせ

関西大学生活協同組合本部3F  
組織部内「書評」編集委員会

☎387-9998 (直通)

☎388-1121 (内線4821)



## 投稿募集のお知らせ

### ◎投稿募集

読者からの投稿をお待ちしています。

最近読んだ本の書評、内容紹介、批判等の作業を通じて、自己の主張を述べたもの、現状分析、研究成果の発表、論文も結構です。

### ◎投稿規定は以下の通りです。

▼原稿は原則として縦書きで、「書評」誌用の字数、

一行二五字、一二二行(二五〇字)を一枚と計算します。

▼枚数は自由。(ただし編集上の都合で何回かに分けて掲載することもあります。)

▼原稿には住所、氏名、学籍番号、電話番号を必ず記入して下さい。

▼原稿は返却しません。

▼送り先・問い合わせ

〒565 吹田市千里山東3-10-1

関西大学生活協同組合本部3F組織部内「書評」編集委員会

387-9998 (直通)

388-1121 (内線4821)

### おわびと訂正

「書評」第92号におきまして、左記の通り誤りがありました。訂正し、お詫び致します。

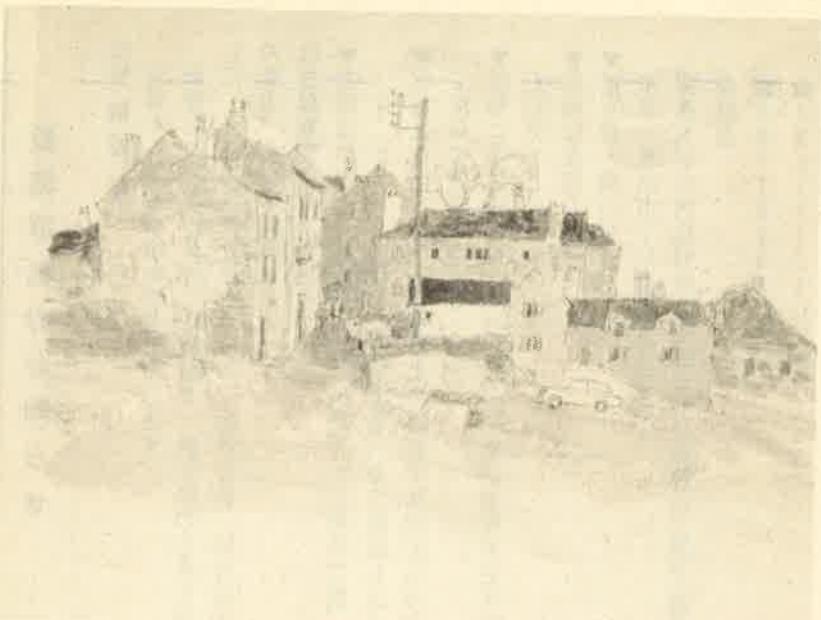
#### 【目次】

芝田 啓司 → 芝田 啓治

「書評」第93号をお届けします。

いきなり私事で恐縮ですが、私が本誌の編集活動に加わって今号が2号目になります。まだ物事に対する自分なりの視点というものが定まっていないため戸惑うことばかりですが、いろいろ勉強させていただいています。これから少しずつでもこの複雑かつ多様に変化する社会の動きの本質を見極められる目を養っていきたいと考えています。

さて、今号では在日韓国・朝鮮人問題をテーマに取り上げてみました。日本に定住する在日の人々は今もなお治安・管理の対象とされ、また心ない差別を受けながら生活しています。一番大切なことは共に日本で生きていく者同士、お互いの人権を尊重し合うことではないでしょうか。何も特別に難しいことはありません。同じ人間として人間らしく生きたいというのが、在日の人々の最大の願いなのです。——「基本的人権」を求めて、日々闘っている人々がいることを忘れないでほしいと思います。





『書評』1990年9月30日 通巻93号

編集・発行 関西大学生活協同組合・組織部『書評』編集委員会

連絡先 吹田市千里山東3-10-1 (☎ 388-1121 (内線4821) or 387-9998)

価格 250円